

「世界人権宣言」70年

—池田・アタイデ対談を読む—

中山 雅 司

1. はじめに
2. 「戦争と暴力の世紀」から「平和と人権の世紀」へ
 - (1) 「世界人権宣言」70年にあたって—創立者の思想と池田・アタイデ対談の意義—
 - (2) アタイデ氏の生涯と対談の構成
3. 今日の世界と様々な人権問題
 - (1) 人権侵害の現状
 - (2) 地球的課題における「人権」
4. 人権はいつ生まれ発展したのか—人権思想の源流—
 - (1) 人権概念の成立
 - (2) 人権の内容と人間の尊厳、平等
5. 人権はなぜ国際問題となったのか—平和と人権—
 - (1) ウェストファリア・システムにおける人権
 - (2) ホロコーストの教訓と「世界人権宣言」の誕生
 - (3) 「世界人権宣言」の意義と人権の国際的保障
6. 第2次大戦後における人権概念の展開
 - (1) 人権としての平和—平和的生存権—
 - (2) 植民地の独立と人民の自決権
 - (3) 開発と人権—「発展の権利」と「第三世代の人権」—
 - (4) 人権は普遍性を有するか
7. 人権の闘士に学ぶ—非暴力思想の系譜—
 - (1) ガンジーと非暴力運動
 - (2) キングと公民権運動
 - (3) マンデラーアパルトヘイトとの闘い—
8. 人権の思想的基盤
 - (1) 人権思想としての仏教

- (2) 日蓮大聖人の「人権宣言」
 - (3) 牧口先生の人権闘争
 - (4) 戸田先生と「原水爆禁止宣言」
 - (5) 池田先生の平和思想と SGI 運動
9. 地球的課題と人権—冷戦後の世界と人権をめぐる状況—
- (1) 脅威の多様化と人権の主流化
 - (2) 戦争犯罪の処罰と人道的介入・保護する責任
 - (3) 「人間の安全保障」と SDGs—No one will be left behind—
10. おわりに—「人権の世紀」「平和の文化」を築くために—

1. はじめに

皆様、おはようございます。本日は、暑いなか、本学へお越しいただき、ありがとうございます。遠くから来られた方はいらっしゃいますか(遠くから来られた方が、次々と手を挙げられる)。大変にお疲れさまです。今年は酷暑の夏で、7月下旬には本部棟前の温度計が42度になった日もあり驚きましたが、いかが過ごされたでしょうか。

本日の講座を担当させていただく法学部の中山と申します。夏季大学講座を担当させていただくのは今年で6回目となりますが、どうぞよろしく願いいたします。少し自己紹介をさせていただきますが、私の専門は、国際法、国際機構論、平和学となります。とくに平和の実現に法、なかんずく国際法がどのように関わり、貢献できるのかについて研究しています。また、近年、国際社会で注目を集めるようになった「人間の安全保障」にも関心があり、人間の視点に立った国際法の構築ということについて問題意識をもっています。その意味でも人権、とくに国際社会における人権について大に関心があります。したがって、本日は国内の人権問題というよりも、とくに国際社会における人権問題を中心にお話させていただきたいと思えます。

また、教育面について少し触れさせていただきますと、法学部はコース制をとっていますが、「国際平和・外交コース」のコース長として、グローバル人材の育成に力を入れております。「国際平和・外交コース」は2014年にスタートしましたが、“人間の尊厳”に立って、地球的諸問題の解決に貢献するグローバル・リーダーの育成に全力をあげています。想定する進路の一つでもある外交官試験については3日前に合格発表があり、うれしいことに本年も創大から2名の外交官試験(外務省専門職員採用試験)合格者が出ました。これで創大出身の外交官は70名になりますが、このうち約73%が法学部生となります。そして、本年合格した2名ともこのコースの学生で、私のゼミ生でもあります。そのゼミについては創大23期生からもっておりますが、卒業生も500名近くになります。外交官をはじめ、グローバル企業、国連職員、公務員、法曹、NGO職員、教員、研究者等々、多くのOB・OGが日本のみならず世界で活躍しており、とてもうれしく思っています。

さて、本日のタイトルは、「『世界人権宣言』70年—池田・アタイデ対談を読む—」です。本年(2018年)は、1948年に「世界人権宣言」が国連において採択されてから70周年という節目の年になります。それでこのテーマを選ばせていただきました。しかし、一方で、現実世界においては、様々な人権問題が存在しています。そこで、そもそも人権とは何なのか、「世界人権宣言」とは何か、その意義とは何か、平和で人権の守られる世界を築くために何が求められているのか、SGI(創価学会インターナショナル)の平和運動の意義などについて、創立者池田大作先生(以下、創立者)とアタイデ氏の対談集『二十一世紀の人権を考える』¹を通して一緒に考えてみたいと思います。また、本年(2018年)1月26日に発表された「SGIの日」記念提言²でも創立者は人権問題に言及されていますので、SGI提言の人権に関する部分についても触れたいと思います。

お話は、お手元の冊子にあるレジメに沿って、スライドを使いながら説明したいと思います。ただ、対談のすべてに触れることは無理ですので、私の話のなかに対談を組み込む形にしたいと思います。したがって、レジメに書かれている第何章というのは、対談集のなかの該当する章になります。午前中は、レジメの6まで、午後は7から最後までお話したいと思います。配布プリントですが、両面で2枚です。1枚は、世界人権宣言の全文と神奈川新聞に掲載された創立者のご寄稿です³。世界人権宣言はあまり見られたことがないかと思いますが、意外と短いんです。ただ、本日は法律そのものを勉強することが目的ではありません。したがって、宣言の条文を逐次説明することはいたしませんのでどうぞご安心下さい。2枚目は、神戸大学名誉教授の芹田健太郎先生が「京都フォーラム」で世界人権宣言について講演された要旨が掲載された聖教新聞の記事⁴、および拙稿⁵です。

2. 「戦争と暴力の世紀」から「平和と人権の世紀」へ

(1) 「世界人権宣言」70年にあたって—創立者の思想と池田・アタイデ対談の意義—

さきほど申し上げたように、本年は、世界人権宣言採択から70周年を迎えます。誕生の経緯については後に詳しく触れますが、その大きなきっかけは第2次世界大戦になります。20世紀は、2度の世界大戦、そして東西冷戦に象徴されるように、まさに「戦争と暴力の世紀」でした。しかし、21世紀は「平和と人権の世紀」にしなければならないとの願いとは裏腹に、世界では依然として戦争と暴力が続いています。その意味で、今一度、世界人権宣言の意義を確認する必要があると感じています。その世界人権宣言の起草に関わったのがブラジル文学アカデミーのアウストレ

¹ 池田大作／A・アタイデ『二十一世紀の人権を語る』(潮出版社、1995年)。

² 池田大作 第43回「SGIの日」記念提言「人権の世紀へ—民衆の大河」(創価学会広報室、2018年2月28日発行)。

³ 池田大作『『野蛮』対『文明』の戦い』『神奈川新聞』2003年2月27日「未来への選択1—非暴力の系譜—マハトマ・ガンジーとキング牧師—」への寄稿。

⁴ 芹田健太郎『『世界人権宣言』の歴史的意義』『聖教新聞』2018年4月4日。

⁵ 中山雅司「世界情勢ウォッチ—国際法の視座から—〈5〉『平和の文化』と『人間の安全保障』」『聖教新聞』2004年9月7日。

ジェジロ・デ・アタイデ総裁（以下、アタイデ氏）です。創立者がアタイデ氏と初めて出会われたのは1993年2月で、今から25年前のことになります。その年は、世界人権宣言45周年の年でもありました。この年1月から3月にかけて、創立者は北・南米指導の旅に出られます。その模様は、小説『新・人間革命』第30巻（下）「誓願」の章に詳しく綴られています⁶。この訪問および対談の意義について、私が思うところが三点あります。

第一に、創立者思想の根底にあるものは何かを明確に指し示す歴訪の旅であったのではないかということです。それは、端的にいえば人間主義に基づく「世界の平和」と「人類の幸福」の実現ということです。もちろん、このことはこの旅に限られるものではなく、創立者の思想と行動のすべてを貫くものであることは確かです。しかし、とくに当時の時代状況として、創価学会が第2次宗門問題を経て宗門と決別し、世界宗教へと飛躍しようとしていたという点は大事かと思えます。それは、「宗教のための人間」から「人間のための宗教」への転換という宗教のあり方をめぐる問題にとどまらず、より本質的には社会のあらゆる価値の基底に生命と人間の尊厳をおくという創立者の思想がいよいよ光彩を放つ時代に入ったなかでの旅であったのではないかと思います。それはまさに平和と人権の世紀を開きゆくための旅であったといえます。そのことは、この旅の途上、人権闘争の母、ローザ・パークス女史と会見されたことや、ロサンゼルスに本部を置くサイモン・ウィーゼンタール・センターの「寛容の博物館」を訪問されたことなどからもうかがい知ることができます。なぜなら、ご存知の方も多いと思いますが、ローザ・パークス女史は、バス・ボイコット事件をきっかけにアメリカ公民権運動の導火線となり、「公民権運動の母」と呼ばれた女性であり、また、サイモン・ウィーゼンタール・センターは、第2次世界大戦中のホロコースト（ユダヤ人大量虐殺）の惨劇を繰り返さないために開設された団体で、寛容の博物館はその記憶をとどめるためにつくられた施設であるからです。博物館を見学された創立者が残された、「私は、貴博物館を見学し、『感動』しました。いな、『激怒』しました。いな、それ以上に『このような悲劇をいかなる国、いかなる時代においても断じて繰り返してはならない』と、未来への深い『決意』をいたしました」との言葉は有名ですが、そのような一連の会見、訪問のなか、「世界人権宣言」の起草に貢献したアタイデ総裁と出会われたのです。

第二の意義として思うことは、この訪問において創立者の思いの根底にあったのは、師匠戸田先生との誓い、すなわち、戸田先生が叫ばれた「この地上から悲惨の二字をなくしたい」との願いを果たすという深い決意ではなかったかということです。2月9日、ブラジルに到着される創立者をアタイデ氏は、2時間も前から空港で待っていました。体調を気遣う周りの人に、氏は、「私は、94年間も会長を待っていた。待ち続けていたんです。それを思えば、一時間や二時間は、なんでもありません」と答えられました⁷。そして、氏は創立者に対し、「会長は、この世紀を決定づけた人です。力を合わせ、人類の歴史を変えましょう！」と語りかけられます⁸。創立者は、

⁶ 池田大作『新・人間革命』（聖教新聞社、2018年）第30巻（下）「誓願」350-365頁。

⁷ 池田大作『前掲書』（注6）356頁。

⁸ 池田『同書』356頁。

これに対して、「その言葉には、全人類の人権を守り抜かねばならないという、切実な願いと未来への期待が込められていた」、「総裁は、そのバトンを引き継ぐ人たちを、真剣に探し求めているのであろう」と綴られています⁹。2月12日にも創立者は再びアタイデ氏と会見されます。その場でもアタイデ氏は創立者に、「私は、もうすぐ100歳を迎えます。これまで生きてきて、これほど『会いたい』と思った人は初めてです。会長は、偉大な使命のある方です。人間学と人間性の人であり、精神の指導者です」と述べられます¹⁰。アタイデ氏は1898年生まれで、会見当時94歳でした。一方、戸田先生は1900年生まれであり、ほぼ同年代といってもよいと思います。そのこともあり、創立者のなかではお二人の姿が二重映しになり、「戸田が自分を迎えてくれているような思いがした」と綴られています¹¹。この2回の会見を挟む2月11日、戸田先生の生誕の日をブラジルの地で迎えられるとともに、この日に合わせ、創立者が、戸田先生の広宣流布への歩みを綴った小説『人間革命』全12巻の「聖教新聞」紙上での連載が完結します。この北・南米の旅は、まさに師弟の誓いの旅でもあったと拝します。

第三に思うことは、平和といっても人権といってもそれは座して得られるものではなく、常に差別や抑圧という人間の生命に潜む魔性との戦いの連続でもあるということです。創価教育の父であり、創価学会初代会長牧口先生と二代会長戸田先生は、第2次大戦当時の軍国主義日本において不当に逮捕され、牧口先生は獄死されます。池田先生も無実の罪で逮捕されるなど、迫害の連続でありました。歴代の会長の生きざまはまさに人権闘争そのものであったといっても過言ではないと思います。『新・人間革命』には、「この師弟の行動は、人間を分断する、あらゆる「非寛容性」に対する闘争であった。広宣流布とは、人権のための連帯を築き、広げていくことでもある」¹²とあります。

(2) アタイデ氏の生涯と対談の構成

ここでアタイデ氏の生い立ちと人物について、簡単に触れておきたいと思います。氏は、1898年、ブラジルペルナンコブ州カルアル市で生まれます。父は検事および判事で、母は芸術家であり、ピアニストで詩人だったようです。兄弟や近隣の少女の死に遭遇したことがきっかけで神父になることを決意、10歳の時に神学校に入学し、8年間寄宿舎生活を送ります。しかし、キリスト教に懐疑的になり神父になることを断念、20歳の時にリオデジャネイロに移り、リオデジャネイロ連邦大学の法律・社会学科に入学、22歳の時にジャーナリストの道に入り、論説記者として健筆を揮います。34歳で結婚、その後、政治がらみで逮捕され、3年間の亡命生活を送ります。そして、46歳の時、第3回国連総会にブラジル代表として参加し、「世界人権宣言」の作成に重要な役割を果たしました。57歳でブラジル文学アカデミー総裁に就任、94歳で逝去される

⁹ 池田『同書』356-357頁。

¹⁰ 池田『同書』362頁。

¹¹ 池田『同書』356頁。

¹² 池田『同書』352頁。

1993年まで務められます¹³。以上から、アタイデ氏の生涯は、まさにペンによる言論の力で自由と正義を守るための闘いに捧げられたといってもよいと思います。

対談集の構成についても触れておきたいと思います。第1章から第3章は、アタイデ氏、ガンジー、キング、マンデラなど人権の闘士から21世紀を開きゆく人権闘争のあり方をめぐって語られています。第4章から第6章は、「世界人権宣言」成立についての真実と未来性について。また、西洋人権思想の底流をなすギリシャ哲学やキリスト教の系譜について語られています。第7章から第9章は、「第三世代」へと展開しゆく人権運動の内実を教育、宗教、平和、環境等の視座から展開されています。最後に「父の肖像」ということで、氏の長女ラウラ女史、御主人シッセロ氏、次男ロベルト氏と創立者の御息子池田博正氏との座談会が収録されています。

3. 今日の世界と様々な人権問題

(1) 人権侵害の現状

ところで、世界人権宣言採択から70年を迎えた現在、宣言の精神と内容は活かされているのでしょうか。「世界には、差別の壁が張り巡らされ、人権は、権力に、金力に、暴力に踏みにじられてきた。「世界人権宣言」の精神を現実のものとしていくには、人類はまだまだ遠い過酷な道のりを踏破していかななくてはならない¹⁴とある通り、今日の世界には様々な人権問題が存在しています。人権について考えるにあたって、そのいくつかについて触れておきたいと思います。

まず、あげたいのが収束の兆しを見せない難民問題です。国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) の本年6月19日の発表によると、2017年末時点で紛争や暴力、迫害などで移動を強いられた難民は5年連続で増え、過去最高の6,850万人に上ったとの報道がなされています。6,850万人のうち、国内避難民が4,000万人、難民が2,540万人、庇護申請者が310万人となっています。2017年に新たに国内外で避難を余儀なくされた人々は1,620万人に上っており、コンゴ民主共和国や南スーダンの紛争、ミャンマーのイスラム系少数民族ロヒンギヤの迫害などが背景にあるとみられます。難民発生国で一番多いのがシリアで630万人、次いでアフガニスタンが260万人、南スーダンが240万人となっています¹⁵。問題は、このような難民の増加の一方で、世界的に難民への逆風は強まっているという点です。欧州の一部の国では難民や移民の受け入れに反対する政党が支持を伸ばし、イタリアの新政権は本年6月、地中海で救助された難民の受け入れを拒否しました。

女性への人権侵害も後を絶ちません。その一つは、紛争下の性暴力です。武力紛争下で、女性はジェンダーに基づく暴力、虐待、組織的なレイプの被害にあっており、これらは敵対勢力への見せしめとして、紛争の手段として利用されています。また、トルコ、中東、アフガニスタン、インド、パキスタンなどに残る慣習として名誉殺人というものがあります。これは結婚前の恋愛、性交渉で家の名誉を汚したとして年間6,000人以上の少女が家族の手で殺害されるという残忍な

¹³ 池田大作／A・アタイデ『前掲書』（注1）25-55頁。

¹⁴ 池田『前掲書』（注6）357頁。

¹⁵ https://www.unhcr.org/jp/global_trends_2017

ものです。また、子ども兵の問題も深刻です。子ども兵とは、18歳未満で軍隊もしくは武装グループの一員となって戦闘や後方での支援業務に従事している子どものことで、多くは暴力的な誘拐や強制的な徴兵によって集められます。このような子ども兵が世界38カ国で約30万人もいるといわれていますが、この問題は小型武器の蔓延とも密接な関連があります。なぜなら、小型武器は子どもでも容易に使用、携帯が可能だからで、子どもたちはそのような武器をもって戦場で戦わされているのです。その小型武器の主要な輸出国が安保理の常任理事国であるという現実には驚きと落胆を禁じえません。

このような人権問題は途上国だけの問題ではありません。当然、先進国にもあるわけですが、そのなかでもわが国で問題となっているひとつがジェンダー問題です。ダボス会議を主催する「世界経済フォーラム」が発表した、男女格差の度合いを示す「ジェンダーギャップ指数」の報告書(2017年版)によれば¹⁶、日本は世界144カ国中114位となり、過去最低だった前年の111位からさらに後退しました。ジェンダー格差指数は「経済活動への参加と機会」(経済参画)、「政治への参加と権限」(政治参画)、「教育の到達度」(教育)、「健康と生存率」(健康)の4分野の14項目で、男女平等の度合いを指数化して順位が決められますが、「国会議員の男女比」が129位、「閣僚の男女比」が88位など、とくに「政治参画」の悪化が目立っています。

(2) 地球的課題における「人権」

ここで平和問題における人権の位置づけについて考えてみたいと思います。平和学の父、ヨハン・ガルトゥングは、「平和」とは何かということについて、『暴力』の不在」と定義しました。ここでいう暴力とは、「人間に本来備わった肉体的精神的可能性の実現を妨げるものすべて」のことであり、直接的暴力と構造的暴力からなります。直接的暴力とは、戦争のように人が直接手を下す暴力や行為主体が明確な暴力であり、構造的暴力とは、飢餓や貧困、人権抑圧など、社会の構造に組み込まれた暴力のことを指します。そして、直接的暴力がない状態を消極的平和、構造的暴力のない状態を積極的平和としました。平和問題(広義)を整理すると、紛争やテロなどがない狭義の平和問題、貧困などの開発問題、人権問題、そして気候変動などの環境問題の4つに分類されます。

しかし、果たして人権問題はこれら平和問題の一つに過ぎないのでしょうか。まず、狭義の平和問題についてみれば、人類史は戦争の歴史でもありました。戦争のなかった時期は300年程度しかないともいわれるように、まさに「戦争の文化」が常態化してきたといってもよいと思います。過去2000年の戦争死者は1億5千万人とされますが、そのうち1億1,100万人が20世紀の戦争犠牲者で、民間人も多く犠牲になりました。その意味で、20世紀は「戦争と暴力の世紀」であったのです。また、科学技術の発達は、暴力手段としての兵器の強大化をもたらし、その結果、戦争がより残虐化、大規模化しました。その究極の産物が核兵器です。その意味で、戦争は最大

¹⁶ <https://www.weforum.org/reports/the-global-gender-gap-report-2017>

の人権侵害といえます。貧困問題も深刻ですが、現在、世界人口75億人のうち、7億200万人が1日1.90ドル未満での生活を余儀なくされている絶対的貧困の状態にあるといわれます。世界の富の80%を世界人口の20%にすぎない先進国の人が握っているのです。貧困によって最低限の衣食住が満たされないということは、まさに人間の生存にかかわる問題であり、これも人権問題そのものといえます。私もかつて仕事でアフリカに行った経験がありますが、そこで生活してみればじめて途上国の現状が実感としてわかりました。一番悩まされたのは断水ですが、当たり前前に蛇口から水が出ないという体験をして、人間は水がないと生きていけないという当たり前のことに気づきました。と同時に、日本がいかに平和で恵まれた国であったのかということにも気づかされました。環境問題もしかりです。昨今、地球環境問題は深刻さを増しています。地球温暖化の影響なのか、今年は猛暑のため熱中症で多くの方が亡くなりましたが、このことは気候変動がいかに恐ろしく、また人間の生死にかかわる問題であるかを物語るものです。新しい人権の一つに環境権がありますが、地球環境問題も広い意味で人権問題としてとらえることができるでしょう。

4. 人権はいつ生まれ発展したのか—人権思想の源流—

(1) 人権概念の成立¹⁷

ところで、人権という概念、思想はいつどのように登場したのでしょうか。その背景として、ヨーロッパの近代におけるルネサンスと宗教改革があげられます。ルネサンスとは、皆さんご存知かと思いますが、14世紀にイタリアで始まり、やがてヨーロッパに広がった芸術上、思想上の革新運動で、神中心の中世文化から人間中心の近代文化への転換の端緒となりました。また、宗教改革とは、16世紀のはじめ、ローマカトリック教会の弊害に対してマルティン・ルターが改革を企て、プロテスタント教会を立てたキリスト教世界における革新運動のことです¹⁸。そこから人間の尊厳、個人の尊厳という価値と思想が形成されていきました。その思想は17世紀のイギリスで啓蒙思想として発展し、近代的な政治・社会思想の発達を促し、やがて欧州全域へと波及して18世紀のフランス革命に至ります。近代的な人権宣言もこの市民革命とともに生まれました。1789年にフランス人権宣言が採択されると、同宣言の影響を受けた欧米諸国でも人権宣言が制定され、各国憲法の中に人権の概念が盛り込まれていくようになります。

ところで、憲法と人権はどのような関係にあるのでしょうか。近代の人権論は、17～18世紀の自然権思想を基礎に形成されたといわれます。自然権とは、人が生まれながらにして持つ権利のことで、人は自然状態、すなわち国家・社会が成立する以前に想定される人間の状態において自然権をもつと考えられました。そして、その自然権を守るために、それぞれの主体が互いに契

¹⁷ 池田大作／A・アタイデ『前掲書』（注1）第5章。芹田健太郎・業師寺公夫・坂元茂樹『ブリッジブック 国際人権法』（信山社、2008年）参照。

¹⁸ 1517年、ルターが95カ条の論題を提出して教皇の免罪符販売を攻撃し、聖書を正しい信仰の唯一の基礎とする立場から教皇権を否認した。

約を結ぶことにより国家が形成されると考えました。いわゆる社会契約説です。すなわち、国家の起源を自由で平等な個人相互間の契約ないし同意に求め、それによって政治権力の正統性を説明しようとする考え方です。そして、創出された国家（政府）によって制定されたものが憲法ということになります。いわば、憲法は、市民と国家の間で交わされた契約書ともいえ、政府は自然権の保護と尊重を約束しました。そして、憲法には政府が保護・尊重すべき自然権のカタログとして人権が規定されました。すなわち、国民の人権を保障する義務を負っているのは国家ということになります。

(2) 人権の内容と人間の尊厳、平等¹⁹

したがって、人権の内容は国家との関係で分類することができます。大別すると、自由権、参政権、社会権に分けることができます。自由権は、国家が個人の領域に対して権力的に介入することを排除して、個人の自由な意思決定と活動を保障する人権で、その意味で「国家からの自由」を規定する人権といえます。その内容は、精神的自由権、経済的自由権、身体的自由権に分けられます。参政権は、国民の国政に参加する権利で、「国家への自由」ともいわれます。選挙権や被選挙権に代表されますが、これらの権利は自由権の確保に仕えるものといえます。さらに、20世紀的な人権として生存権のような社会権があります。これは、資本主義の高度化に伴って生じた失業や貧困、労働条件の悪化などの弊害から、社会的・経済的弱者を守るために保障されるようになった人権です。すなわち、社会的・経済的弱者が「人間に値する生活」を営むことができるように、国家の積極的な配慮を求めることができる権利で、「国家による自由」ともいわれます。

これら人権の中核にあるのが人間の尊厳であり、各国憲法に規定されています。1946年のフランス憲法には、「人間」の権利が規定され、1949年のドイツ連邦基本法には、「人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、かつ、保護することは、すべての国家権力の義務である」（1条）と規定されています。また、日本国憲法にも、「すべて国民は、個人として尊重される」（13条）と謳われています。この人間の尊厳から導かれるのが、生命の尊重であり生命権になります。生命権は、いかなる緊急時であっても尊重されなければならない権利（non delogable right）といえますが、自由権規約委員会は、自由権規約に定める生命権（6条1項）は「人間存在の至高の権利」であって「すべての人権の基礎である」と述べています。また、すべての人間が尊厳であることから、平等・無差別の原則が出てきます。アメリカ独立宣言は、「われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され、そのなかに生命、自由および幸福追求の権利が含まれることを信じる」と謳い、フランス人権宣言は、「人は自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する」と述べています。しかし、これらの人権保障は一部の人々の権利保障にとどまるものであってだけでなく、あくまで国家と国民との関係において保障されるものであって、各国の国内問題とされてきたのです。

¹⁹ 芦部信喜【著】／高橋和之【補訂】『憲法』第6版（岩波書店、2015年）、芹田・薬師寺・坂元『前掲書』（注17）参照。

5. 人権はなぜ国際問題となったのか—平和と人権—

(1) ウェストファリア・システムにおける人権

ところで、人権問題が国内問題であった、言い換えると国際問題ではなかったというのは、どういことでしょうか。このことを理解するうえで、近代の国際社会の成立とその構造について少し触れておきたいと思います。近代国際社会は、ヨーロッパで起きた30年戦争（1618年～48年）の終結にあたって開かれた1648年のウェストファリア体制に始まるとされます。この戦争をきっかけに神聖ローマ皇帝とローマ法王を頂点とする中世の封建社会が崩壊し、そこに主権国家を基本とする分権的な体制、すなわち主権国家体制（ウェストファリア・システム）が誕生しました。今日に至るまで、国際社会には主権国家を超える権力機構はなく各主権国家は対等の関係にあるため、主権国家同士の間では内政不干渉が基本原則とされ、国際法を通じて国家間に紛争がなく関係が安定している限り国際社会としては「平和」とみなされました。それゆえ仮に国内で人権侵害が行われていたとしても、それはあくまでも国内問題であって国際社会の問題ではないと考えられたのです。お互いの国内問題には口出しをしないことが原則とされたため、人権は国家の中に封じ込められてしまったといえます。すなわち「平和」は国際問題であるのに対し、「人権」は国内問題であるとされ、両者はある意味で別個のものと考えられていたのです。しかし、戦争そのものについて正義の戦争と不正な戦争があり、正しい戦争は認められるとする正戦論や国際社会には戦争が正しいか否かを判断する判定者がいないことから、戦争それ自体を合法とする無差別戦争観を背景に、国家間の紛争がないという意味での国際社会の「平和」すら保たれませんでした。すなわち、戦争を容認した当然の結末として起きたのがいわゆる第1次世界大戦だったといえます。その後作られた国際連盟のもとで戦争の禁止がはかられ、集団安全保障体制が構築されますが、それも20年しかもたず、再び第2次世界大戦という世界戦争を招きました。

(2) ホロコーストの教訓と「世界人権宣言」の誕生

その第2次大戦のさなかに起きた人類史の闇ともいえる大事件がナチス・ドイツによるユダヤ人の大量虐殺（ホロコースト）でした。この悲劇がターニングポイントとなって、国家による人権侵害を放置することは侵略・戦争につながるという認識が生まれました。そして、「人権は平和の基礎」であり、「平和とは人権が保障された状態」であるとの考え方が芽生え、国際社会も国内問題と考えられた人権問題について関与する方向へと転換し始めたのです。その具体的動きは国際連合誕生とともに始まりました。国連憲章第1条1項は「国際の平和と安全の維持」について述べていますが、同時に3項で「人権の尊重」を国連の目的として明確に規定しました。平和と人権を並列的に目的として掲げることにより、両者を密接不可分の関係をもつものとして考えるようになったのです。これを出発点として「人権の国際化」、すなわち「人権の国際的保障」がスタートしました。当初、国連憲章の起草者たちは、憲章とあわせて国際人権章典の作成を考えていたようですが、さまざまな事情から人権章典を切り離し、その作成を国連人権委員会に委ねました。

そして、1948年12月10日、第3回国連総会で「あらゆる人と国が達成しなければならない共通の基準」として世界人権宣言が採択されたのです（賛成48、反対0、棄権8）。それは、奇しくも1648年にウェストファリア体制が誕生してちょうど300年目に当たる年でした。その起草作業を担ったのは、人権委員会のメンバーであるエレノア・ルーズベルトやルネ・カッサン、国連の初代人権部長を務めたジョン・ハンフリーら18カ国の代表でした。ハンフリー氏は幼い頃両親を亡くし、いじめにもあい、やけどで片腕も失いました。かつて創価大学にも訪問されたことがあります。実は1994年、私が学生を連れてカナダを訪問した折、カナダのご自宅にお邪魔したことを思い出します。そして、人権問題を担当する国連総会の第3委員会にブラジル代表として参加したのがアタイデ氏でした。起草メンバーをめぐって、「重要なのは、これらの人々の多くが19世紀後半に幼少期を過ごすとともに、南アのボーア戦争やイギリスによるインドの植民地支配をはじめ、アメリカで起こった大恐慌や第2次大戦などを経験し、そうした激動の時代を生きてきた人々たちであったということです」²⁰と芹田教授は述べていますが、世界人権宣言は人権の大切さを知る人々の苦難の経験とそれを守り抜かねばならないという熱い思いの結晶であったのです。

(3) 「世界人権宣言」の意義と人権の国際的保障

創立者は、アタイデ対談で、「平和と人権の関連性について、『世界人権宣言』の前文では『人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である』と宣言されています。人権の承認が『平和の基礎』であることは当然です。とともに『世界人権宣言』の全体は、平和の基礎の上に成り立つものです」²¹と述べられていますが、世界人権宣言は、すべての人間が生まれながらに基本的人権をもっているということを初めて公式に認めた宣言といえます。30条からなる世界人権宣言の内容は、(1) 自由権的諸権利（第1～20条）、たとえば、身体的自由、拷問・奴隷の禁止、思想や表現の自由など、(2) 参政権（第21条）、(3) 社会権的諸権利（第22～27条）、たとえば、教育を受ける権利や労働者が団結する権利、人間らしい生活をする権利などに分類されます。その第1条では、「すべての人間（human beings）は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳（dignity）と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と人間の自由と平等について高らかに宣言しています。ところで、尊厳（dignity）について、なぜ人間が尊いのかについては世界人権宣言では言及がありません。これについては、キリスト教や仏教をはじめ、さまざまな根拠づけがあることは確かです。実際に宣言の起草過程では、人間の尊厳の根拠が神か本性かについては長い論争が行われましたが、人権の哲学的基礎の問題で宣言の起草作業が行き詰まることを避け、人間の尊厳の根拠づけや具

²⁰ 芹田「前掲記事」（注4）。

²¹ 池田大作／A・アタイデ『前掲書』（注1）248頁。

体的定義はなされず、多義的な概念にとどめられました²²。

もつとも、世界人権宣言は総会の決議であって条約ではありません。しかし、このことが宣言の効力や価値を下げるものでは決してありません。むしろ、世界人権宣言はその後の国際社会に大きな影響を与えてきたことはいうまでもありません²³。いくつかをあげるならば、①人間の尊厳の思想的源泉であり啓発の源としての影響力、②その後の国際人権規約をはじめ人権諸条約を生み出したこと、③慣習国際法の地位をえているとの見方もあること、④地域的人権条約での援用²⁴、⑤宣言が多数の各国憲法に取り入れられたこと、⑥国連決議での援用²⁵、⑦ NGO による人権活動への影響などです。そのなかの②について述べれば、その後、法的拘束力を有する条約作成の作業が進められ、1966年に国際人権規約が制定されました²⁶。この国際人権規約と前後して、ジェノサイド条約、難民条約、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約などの人権諸条約が作成され、人権の国際化への道が開かれました。これらは国際人権法を形成することにより、人権条約を通じた人権状況の改善に大きく寄与してきました。

6. 第2次大戦後における人権概念の展開

(1) 人権としての平和—「平和的生存権」—

このように世界人権宣言を契機に人権問題が国際化するとともに、その後の国際社会にさまざまな形で大きな影響を与えたわけですが、宣言の採択から今日までの70年の間に人権概念も展開をみせてきました。人権をめぐる冷戦後の国際社会の変化については後に述べることとして、ここでは冷戦期における展開について触れておきたいと思います。

²² キリスト教では、旧約聖書に「神に似せて人は創られた」とされ、人間は「神の似姿」と考えられるがゆえに人間が尊い存在とするのに対して、仏教では、生きとし生けるものには仏性があるがゆえに人は生まれながらにして尊厳であるとする。また、現代科学の観点からは、人間という存在の中に、それまでの生命誕生の歴史が含まれているがゆえに尊いとするなど、人間の尊厳についてはさまざまな根拠づけが考えられる。小坂田によれば、世界人権宣言の第1条の基になる案を作成し、宣言の父と呼ばれるルネ・カサンは、人間が理性を備える存在、すなわち人格であることに関連づける人格尊厳理解に立っていたと述べる。ただし、人格尊厳理解であっても、人間の意志の自由を絶対的なものと考え、孤立した個人を出発点とする「個人主義」的なカントの考え方と違い、人間の社会性を前提として、社会との関係で人間をとらえる「個人主義」と「団体主義」の中間に位置する「人格主義」的であるとする（小坂田裕子「国際人権法における人間の尊厳の位相—国際人権章典に焦点をあてて」『法学セミナー』2017/05/no.748。

²³ 池田大作／A・アタイデ『前掲書』（注1）173-183頁。世界人権宣言の意義については、ウィンストン・E・ラングレイ／中山雅司訳『「世界人権宣言」の意義』『東洋学術研究』第37巻第2号に詳しい。

²⁴ たとえば、欧州人権条約では前文で、「世界人権宣言を考慮し、この宣言が、その中で宣言された権利の普遍的かつ効果的な承認及び遵守を確保することを目的としていることを考慮し」と規定する。米州人権条約やアフリカ人権憲章も同様に世界人権宣言に言及している。

²⁵ たとえば、1960年植民地独立付与宣言は第7項で、「世界人権宣言の諸条項を誠実かつ厳格に遵守しなければならない」と述べている。

²⁶ 国際人権規約は、いわゆる社会権について規定した「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」（A規約）と、自由権について規定した「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（B規約）、さらにB規約の実施を確保するために作られた「選択的議定書」の三つからなる（これに1989年に採択された、死刑廃止をめざす自由権規約の第二選択議定書が加わる）。

まずは、第2次大戦後、新たに登場した概念として「平和的生存権」があげられます。平和的生存権は、1941年初頭にルーズベルト大統領が米国議会で行った一般教書演説、いわゆる「四つの自由」²⁷のなかに萌芽をみることができ、同年8月の英米共同宣言（大西洋憲章）で明確に述べられています²⁸。この考え方は、日本国憲法にも反映されており、前文では、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と述べられています。その後、この考え方は、第2次大戦後の国際社会において少しずつ浸透していきました。国連人権委員会は、1976年の決議において、「すべての者は、国際の平和と安全の条件の下に生きる権利を有する」と述べ、国連総会は、1978年、「平和的生存の社会的準備に関する宣言」を採択しました。同宣言は、「人種、信条、言語、性にかかわらず、いずれの国民も、いずれの人間も、平和に生きる固有の権利を有する。他の人権同様、この権利を尊重することは、全人類の共通利益である」と述べています。このように、国連は平和のうちに生きる権利、すなわち平和的生存権を国際社会における概念として確認しました²⁹。

さらに、地域的な人権条約として1981年に採択されたアフリカ人権憲章（バンジュール憲章）は、第23条で「すべての人民は、国内及び国際の平和と安全に対する権利を有する」と謳っています。この概念は、平和を人権としてとらえようとする視点であり、人権としての平和という考え方が国際社会において認められることになったといえます。その背景に、東西冷戦下における核保有国間、なかんづく米ソ間の恐怖の均衡と熾烈な核軍拡競争があったことはいまでもありません。核兵器はその無差別性と残虐性において非人道兵器であり、核のない平和な世界に生きることは人権であると主張するようになったのです。その意味で核問題は人権問題であり、人道問題といえます。創立者は、核兵器の登場の人類史的意味について、「人類の歴史を二つに分けるならば、「核以前」と「核以後」になると言ってもいい。核兵器の登場で、人類の「種の滅亡」が初めて現実の問題となったからです」と述べています³⁰。平和的生存権ないし平和に対する権利は、その権利性、すなわち国際法的にみれば実定法化したといえるのかどうかについての問題があることも確かですが、平和不在状況を生み出している構造に対してなされた異議申し立てであり、その意味において「生命に対する権利」の延長線上にあるものといえます³¹。

（2）植民地の独立と「人民の自決権」

冷戦とともに、第2次大戦後の国際社会における大きな出来事としてあげられるのが、植民

²⁷ 1941年1月6日、アメリカのF.ルーズベルト大統領が一般教書のなかで表明した民主主義の原則で、(1)表現の自由、(2)信仰の自由、(3)欠乏からの自由（平和的生活を保障する経済上の相互理解）、(4)恐怖からの自由（軍縮による侵略手段の除去）の4つの自由。

²⁸ 大西洋憲章はそのなかで、「第六に、ナチ暴政の最終的破壊の後、両者は、すべての国民に対して、各自の国境内において安全に居住することを可能とし、かつ、すべての国のすべての人類が恐怖及び欠乏から解放されてその生命を全うすることを保障するような平和が確立されることを希望する」と宣言する。

²⁹ 池田大作／A・アタイデ『前掲書』（注1）242-249頁。

³⁰ 池田大作／ジョセフ・ロートブラット『地球平和への探究』（潮出版社、2006年）60頁。

³¹ 最上敏樹「平和に対する権利」『自由と正義』40巻5号、38頁。

地の独立です。この植民地独立の旗印となったのが自決権です。民族が自らその地位を決定することができるという自決の思想は、18世紀の啓蒙期自然法思想にその萌芽をみることができますが、当初から法的な権利として確立していたわけではありませんでした。植民地からの独立をその目的のひとつとした国連は、憲章の第1条2項で「人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること」と規定し、信託統治制度のもとで植民地の独立を推進しました。しかし、憲章の文言からわかるように国連創設当初の時点では政治的原則にとどまっていたといえます。その後、1960年に国連総会で採択された「植民地独立付与宣言」は、そのなかで、外国人による支配が基本的人権を否認するものであり、すべての人民は自決の権利を有し、政治的、経済的、社会的または教育的準備が十分でないことをもって独立を遅延させる口実としてはならないとしました。

この宣言によって植民地諸国の独立が加速し、1966年に採択された国際人権規約は、社会権規約（A規約）、自由権規約（B規約）とも第1条において、「すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する」と規定しました。このことは、自決権が人権保障の大前提であるとの考え方を示すものでした。さらに、1970年に採択された友好関係原則宣言は、「すべての人民は外部からの介入なしにその政治的地位を自由に決定する権利を有し、その経済的、社会的及び文化的発展を追求する権利を有し、いずれの国も、憲章に従ってこの権利を尊重する義務を負う」と規定しました。こうした状況を背景に、国際司法裁判所は、1971年のナミビア事件および1975年の西サハラ事件の勧告的意見で、人民の自決権を法的な権利とみなす見解を述べました。このような植民地独立の潮流と諸決議や条約での規定、国際裁判での見解を通じて、自決権は政治的原則から法的権利へと発展を遂げました。そして、この自決権の享有主体は、個人ではなく集団（人民）になります。このことは個人だけではなく集団も人権享有の主体となることが認められたことを意味しました。

（3）開発と人権—「発展の権利」と「第三世代の人権」—³²

非植民地化が人権概念に与えた影響として第2にあげられるのは、開発と人権の問題です。植民地独立以降発生した北と南の経済格差の問題に対して、先進諸国は途上国に対する開発援助を進めるようになりましたが、開発とは当初、途上国の経済的なレベル（GDPなど）の向上をはかることであると考えられていました。ところが、南の国々から、「人間らしく生きる権利を満たしてこそ真の開発である」との主張が提起されようになったのです。すなわち、開発（development）が人権との関係で考えられるようになり、このようななかで提唱されたのが「発展の権利」です。その内容には、社会保障、教育を受ける権利、労働条件の改善、健康などが含まれます。これに先に述べた平和的生存権、環境権などを含めて提唱されたのが「第三世代の人権」

³² 池田大作／A・アタイデ『前掲書』（注1）252-255頁。

です。これは欧米先進国で形成され、発展してきた従来の第一世代の人権（自由権）、第二世代の人権（社会権）に対して、主として途上国側から提唱された新たな人権概念であった点に特徴があります。創立者は、このような新たな人権概念の形成について、「今日では、道義性の核ともいべき人権感覚の広がりには顕著です。自由権的な基本権を中心にした『第一世代』、そして生存権的な基本権を中心にした『第二世代』の人権思想に対して、平和や環境等で国際的な連帯を不可欠とする『第三世代』の人権思想が、いまや世界の潮流になりつつあり、新たな世界秩序へ向かうグローバリズムの台頭を予感させています」³³と述べられています。この第三世代の人権は、連帯の権利とも呼ばれていますが、その趣旨は、第一世代、第二世代の人権と違い、人権の享受が構造的に妨げられているゆえに一国家のみではその実現が難しく、国際社会のさまざまなアクターが連帯して取り組むことが求められるという点にあります。

（4）人権は普遍性を有するか

非植民地化が人権概念に与えた影響として第3にあげられるのは、自由権と社会権の不可分性をめぐる問題です。世界人権宣言でも社会権に関する規定はおかれてはいましたが、実際に比重がおかれていたのは自由権でした。しかし、貧しい国が多い途上国にとっては、自由権以前に生存や最低限の生活に必要な社会権の実現の方が先であり重要であるとの主張がなされました。その背景にあったのは南北格差の問題でした。やがて自由権的諸権利の基礎には社会権的諸権利がなくてはならず、両者は不可分一体のものであるとの考え方が主張されるようになりました。これら非植民地化の潮流が人権概念に与えた3つの影響に共通するのは、これまでの人権論の背景にある「个人中心主義」「欧米中心主義」「自由権中心主義」に対する問題提起であったという点です。すなわち、「个人中心主義」に対しては、自決権という集団としての人権が確立し、「欧米中心主義」に対しては、第三世代の人権という概念が登場し、「自由権中心主義」に対しては、自由権と社会権の不可分性が唱えられたということです。

しかし、このような国際社会の変化とそれを受けた人権概念の展開は、同時に果たして人権は普遍的なものといえるのかという問題提起も含むものでした。なぜなら、国連の原加盟国は51カ国で、世界人権宣言ができた当時多くの国は植民地であったことから、世界人権宣言は欧米先進国の人権カタログではないのかという疑問が呈されたのです。このような疑問に一定の決着をつけたのが、冷戦終結後の1993年にウィーンで開かれた世界人権会議で採択された「ウィーン宣言および行動計画」です。宣言は第5項で、「すべての人権は普遍的であり、不可分かつ相互に依存し相互に関連し合っている。国際共同体は、公正かつ平等な方法で、同一の基礎に基づき、等しく重点を置いて、人権を地球的規模で取り扱わなければならない。国家的及び地域的特殊性、並びに様々な歴史的、文化的及び宗教的背景の重要性を考慮にいれなければならないが、すべての人権及び基本的自由の促進及び保護は、政治的、経済的、文化的体制のいかんを問わず、国の

³³ 池田大作／ノーマン・カズンズ『世界市民の対話』（毎日新聞社、1991年）238頁。

義務である」と述べ、人権が普遍的なものであることを確認したのです。

7. 人権の闘士に学ぶ—非暴力思想の系譜—

ところで、人権の歴史が常にそれを奪おうとする勢力との闘いであるとするならば、歴史上の偉人がどのような思想と行動で人権を守り抜こうとしたかについて考えることは、とても大切になってきます。創立者は、「そのような人権の闘士のなかでも、非暴力を貫きインドを独立に導いたマハトマ・ガンジー、アメリカにおける人種差別撤廃・公民権運動の大指導者であったマーチン・ルーサー・キング博士、アパルトヘイトに反対し、南アフリカの黒人解放のために戦うネルソン・マンデラ氏は、ひとときわ際立った存在であるといえるでしょう」³⁴と述べられ、アタイデ対談の第2章および第3章では、ガンジー、キング、マンデラといういわゆる人権の闘士をめぐって熱く語り合われています。以下、この3人の人権の闘士の生涯と思想についてみたいと思います。

(1) ガンジーと非暴力運動³⁵

まず、マハトマ・ガンジーは、200年にわたるイギリスの植民地支配から3億6千万人の同胞を解放し、インドを独立へと導いたインド独立の父であることは、よくご存じのところかと思います。1869年、インド沿岸都市ポールバンダルで生まれたガンジーは、1888年に法律を学ぶためにロンドンへ留学、弁護士資格をとった後、1892年に仕事で南アフリカへ行きます。当初は1年だけの滞在の予定でした。しかし、自分が乗った列車の白人専用車両から引きずり降ろされたことが人生の転機となり、21年も南アに滞在、その後、インドに帰国し、独立運動に身を投じていきます。マハトマとは偉大なる魂を意味する言葉で、ガンジーにこの尊称を贈ったのはタゴールとされますが、それは単に「立派な」とか「すぐれた」といった意味ではなく、民族や肌の色や国境にとらわれない、人間本然の大いなる魂をいづく人、すなわち、宇宙の生命（魂）と一体化した人のことをさします。しかし、ガンジーは決して世間から遊離した別世界の人ではなく、人間が内包する可能性を極限まで生きた人であり、もっとも人間らしい人間でした。ガンジー自身、「ガンジージー（ガンジーさん）」と呼ばれることを好んだようで、その人間らしさゆえに民衆から愛されました。

それを象徴するエピソードを創立者は寄稿文の中で紹介されています³⁶。ある会議の前、ガンジーは何かそわそわしていました。周りの者が「何かお探しですか」と尋ねるとガンジーは、「鉛筆を探しているんじゃない」と答えます。「ああそれなら」と側近の者は自分の鉛筆を差し出しました。しかし、ガンジーは「それは私が探している鉛筆ではない」といいます。しかたなく探したとこ

³⁴ 池田大作／A・アタイデ『前掲書』（注1）60頁。

³⁵ 創立者は、1992年2月11日、ガンジー記念館において、「不戦世界を目指して—ガンジー主義と現代」と題し、ガンジーをめぐって講演をされている（池田大作『21世紀文明と大乘仏教—海外諸大学講演集—』（聖教新聞社、1996年）241-257頁）。

³⁶ 池田大作『「野蛮」対「文明」の戦い』（神奈川新聞）（注3）。

ろようやく見つかります。それはわずか3センチほどのちびた鉛筆でした。ガンジーは小躍りして喜び、そして、その鉛筆の由来を語ります。ガンジーが独立運動で各地を回っていた頃、一人の少年がこの鉛筆を使って下さいと寄付してくれた。その子にとっては大事な鉛筆を捧げてくれた。その心を私は忘れないのだと。つまり、ガンジーにとってはちびた鉛筆は少年の心そのものであり、大切な「宝」であったのです。そして、創立者は、結論されます。「非暴力とは『心こそ大切』の哲学である」と。私はこの話を伺って、非暴力とは一人の人をどこまでも大切にすることではないかと思いました。そして、人間の尊厳を守ることこそが非暴力思想の真髄であり、それが普遍化した世界こそが平和な世界なのではないかと思いました。

ところで、ガンジーの宗教観はどうだったのでしょうか。ガンジーは、たしかに敬虔なヒンドゥー教徒でした。しかし、宗派性を超えた「宗教的信念」をもっていたといえます。では、ガンジーは神をどこに見たのか。それは、一人一人の人間の内奥に見たのです。ゆえに人間への奉仕を通して神に仕えたのだと思います。その意味で、ガンジーのヒューマンイズムは宗教性に根ざした人間愛ともいえるものでした。創立者は、モアハウス大学記念式典へのメッセージで³⁷、「そうした宗教的信念に裏打ちされた『人間精神の復興』こそが、『人権の世紀』を築く基盤となると私は考えております」「21世紀をこれまでの歴史と画し、『生命の世紀』とするためには、確かな哲学が必要であります」と述べられています。ガンジーの思想と生涯を通して、開かれた宗教性こそ人類蘇生の道であり、「平和の王道」であるといえるのではないのでしょうか。

(2) キングと公民権運動

ガンジーの思想的偉業は、その後、アメリカのマーチン・ルーサー・キングの公民権運動、東欧の民主革命、ミャンマーのアウンサン・スーチー女史による民主化運動、南アのネルソン・マンデラによるアパルトヘイト政策の撤廃などに継承されていきました。キング博士の母校、モアハウス大学の平和・人権推進機関である「キング国際チャペル」のカーター所長は、とくに、ガンジー、キング、イケダの3人に、「非暴力」と「対話」による世界の変革という系譜と共通点を見ることができると述べています。そこで、キング博士について少し触れておきたいと思います。よく知られている通り、キング博士（1929年－1968年）は、アメリカの黒人運動の指導者で、1929年、プロテスタントの黒人牧師の家に生まれますが、幼い頃から白人による黒人への人種差別に接していました。モアハウス大学を卒業後、神学校で牧師となり、博士号も取得します。そして、1955年、先に触れたローザ・パークス逮捕事件をきっかけにバス・ボイコット運動を展開、裁判所は差別を違法と認めました。キング氏は、黒人解放をめざす運動にガンジーの非暴力方式を導入し、公民権運動を展開、1963年にはワシントンD.C.で20万人のデモ行進を行います。この集会においてキング氏は、リンカーン記念堂の前で有名な“I Have a Dream”（私には夢がある）の演説を行い、人種差別の撤廃と各人種の協和という高邁な理想を訴えました。1964年

³⁷ 2001年4月8日、モアハウス大学記念式典メッセージ。

には、ついに公民権法が成立、これにより、建国以来200年近くの間アメリカで施行されてきた人種差別が終わりを告げることになりました。同年ノーベル平和賞も受賞します。しかし、1968年、凶弾に倒れました。享年39歳でした。ガンジーとキングの共通点は、第一に、受動的な「抵抗」ではない能動的な非暴力「闘争」であったことです。そこには、人間への信頼があったといえます。第二に、二人とも宗教者であったという点です。苦悩する民衆の中に分け入り、社会改革のために闘うことこそ宗教者の使命と考えたのです。

(3) マンデラーアパルトヘイトとの闘い

続いてマンデラーについてですが、ネルソン・マンデラ（1918年-2013年）は、南アフリカ共和国の反アパルトヘイト・黒人解放運動指導者としてよく知られています。1918年、南アフリカ・クヌ村に生まれたマンデラは、ウィット・ウォーターズランド大学で法律の学位を取得し、弁護士となります。その後、アフリカ民族会議（ANC）に参加しますが、1948年にアパルトヘイト政策が始まり、この時から反アパルトヘイト運動に従事するようになりました。奇しくもこの年は、世界人権宣言が採択された年でもありました。1962年、44歳の時に国家反逆罪で逮捕され、終身刑を言い渡され、71歳まで28年間にわたって投獄されます。その後、1990年によく釈放されますが、釈放されたその年にマンデラ氏は来日し、10月31日に創立者と聖教新聞社で会見されました³⁸。ちょうど私もケニアのナイロビ大学に客員講師として出発する1ヵ月ほど前で、幸運にもこの会見の場に同席させていただいたのですが、その日のことを今でも鮮明に覚えています。

澄み渡る青空の中、マンデラ氏が到着するや創大パンアフリカン友好会の学生が「オリサッサマンデラ」の大合唱で迎えました。会見の席で創立者はマンデラ氏にこう語りかけられました。「貴国は『花の宝庫』と呼ばれています。貴国の喜望峰一帯は七千種以上の植物が育っているという。仏典の王・法華経には『人華』という美しい言葉があります。大地に色とりどりの花々が、個性豊かに、そして平等に咲き、実を結んでいく。そのように、人華という『人間の花』『人間性の花』が、貴国の大地に緑繚乱と咲きゆく日を私は願わずにはおれません。その未来への『大地』こそ、貴殿、ネルソン・マンデラ氏です」と。また、当日朝に創立者が詠まれた詩「人道の旗 正義の道」が通訳を通して朗読され、マンデラ氏は静かに聞き入っていました。さらに、マンデラ氏に創大最高栄誉賞が授与されたのですが、会見の最後に氏はこう述べました。「私たちがきょう、ここで得た最大の“収穫”は、名誉会長の英知の言葉です。勲章は、いつか壊れてしまうかもしれない。賞状も、いつかは焼けてしまうかもしれない。なくしたり、盗まれてしまうかもしれない。しかし、英知の言葉は不変です。その意味で私たちは、勲章や賞状以上の贈り物をいただきました」と。実は本年6月、南アのロモ大使が創大に来学され講演されたのですが、話のなかで大使は、マンデラ氏の秘書として創立者との会見に同席したミーア氏が述べた言葉を紹介されま

³⁸ 『聖教新聞』1990年11月1日。

した。それは、「南アフリカでは、私たちは「人間」としてではなく、「黒い人種」として“登録”されているのです。池田先生は、私たちをまさに「人間」として遇し、「人間」として招いて下さいました」という趣旨の言葉でした。創立者の人間主義に対するマンデラ氏一行の深い信頼が伝わってくる言葉に感銘を受けました³⁹。

会見の翌年の1991年にマンデラ氏はANCの議長に就任、デクラーク大統領とともにアパルトヘイト撤廃に尽力し、1993年にデクラーク大統領とともにノーベル平和賞を受賞しました。1994年には南ア初の黒人大統領に就任し、民族和解と協調政策を進めました。2013年に95歳で逝去するまで人権と人道のためにその生涯を捧げました。創立者は、本年のSGI提言でマンデラ氏との出会いと氏の信念について述べられています⁴⁰。その信念とは、投獄によって過酷な扱いを受けたにもかかわらず、心が憎しみに覆われることなく、マンデラ氏が灯し続けた人間性に対する深い信頼でした。提言では、すべての白人が黒人を心底憎んでいるわけではないと感じたマンデラ氏が、看守たちが話すアフリカンス語を獄中で習得し、自ら話しかけることで相手の心を解きほぐしていった行動を紹介され、「人の善良さという炎は、見えなくなることはあっても、消えることはない」⁴¹との揺るぎない確信を培ったマンデラ氏が、出獄後、大統領への就任を果たし、「黒人も白人も含めたすべての人々」の生命と尊厳を守るための行動を起こしていったことが綴られています。問題は人種の違いではなく人間の心にあるとのマンデラ氏の信念は、差別の本質とそれを克服する方途を示す重要な視点であると思います。

8. 人権の思想的基盤

(1) 人権思想としての仏教⁴²

人権について考えるうえで、その思想的基盤を何に求めるかということとはとても重要になると思います。その意味で、宗教の果たす役割は大きいと考えます。創立者も、「現代社会の多様な事象に、あまりにも「人間不在」の病理が顕著になっていることを見るにつけ、私は宗教の役割を考えざるをえません。「人間性」を人々の心に蘇らせ、輝かせていくのは、宗教の大切な役割であると私は思っています」と述べられています⁴³。なかんずく、仏教は人権の思想的基盤と

³⁹ 『聖教新聞』2018年6月28日。2018年7月18日がマンデラ氏生誕から100周年を迎えることから、それを記念しての来学、講演となった。ロモ大使は講演の中で、「マンデラ氏と池田博士は、人類史における二つの偉大なる魂です。二人はともに、平和と人間性を信じていました」と語った。ロモ大使来学については、創価大学HP (<https://www.soka.ac.jp/news/2018/07/3134/>)でも紹介されている。なお、秘書のミア氏の発言については、『聖教新聞』1990年11月1日。

⁴⁰ 池田大作 第43回「SGIの日」記念提言「人権の世紀へ 民衆の大河」(注2) 9-10頁。

⁴¹ ネルソン・マンデラ『自由への長い道(下) —ネルソン・マンデラ自伝』(NHK出版、1996年) 446頁。

⁴² トリバン大学講演「人間主義の最高峰を仰ぎて—現代に生きる釈尊—」池田大作『21世紀文明と大乘仏教—海外諸大学講演集—』(聖教新聞社、1996年)。川田洋一「“大乘仏教と救済の問題” —『法華経』の思想を軸に」『創価学会の目指すもの』(第三文明社、2000年)、塩津徹「仏教思想と人権論の接点—人間の尊厳の解釈をめぐる—」『東洋哲学研究』Vol.37、No.2 (1998)。石渡一夫「“人権”と仏法の視座」『聖教新聞』1993年10月21日参照。

⁴³ 池田大作/ジョセフ・ロートブラット『前掲書』(注30) 70頁。

して重要な視座を提供するものであると私は考えます。そこで人権思想としての仏教ないし仏法について考えてみたいと思います。実際に創立者は、対談のなかで、「マンデラ氏も、キング博士もガンジーの思想と実践に強い影響を受けていることはよく知られています」「そして、その淵源はインドに誕生した釈尊にまで、求められるのではないのでしょうか」⁴⁴と述べられています。ガンジーやキング、マンデラの思想の淵源が釈尊に求められるというのは、大変に興味深いことです。釈尊のすぐれていたところは、人間の真の価値を立場や地位に求めなかったことでした。仏典には、「生まれによって“バラモン”になるのではない。行為によって“バラモン”になるのである」という釈尊の教えが説かれています⁴⁵。ここにいうバラモンとは、“気高き者”、“最高の人格者”という意味です。

この言葉にしたがって、釈尊は自ら選んで王子としての地位を捨てて出家します。それはなぜだったのか。法華経譬喩品には、「三界は安きことなし、猶火宅の如し、衆苦充滿して、甚だ怖畏すべし」⁴⁶（この現実世界は、安心できる場所ではない。ちょうど燃えている家のごとくである。多くの苦が充滿しており、はなはだ恐るべきである）とあります。すなわち、三界（人間世界）の様相は、煩惱（貪、瞋、痴の三毒⁴⁷）の火が燃えさかっている“火宅”のようなものであるという意味です。ここから釈尊の行動の出発点は民衆の苦悩にあったということがいえます。まさに、苦悩と恐怖の炎に焼かれる民衆への限りなき同苦と、その苦を打ち破る慈悲の実践が釈尊の人権闘争であったのです。この三界の苦から衆生を救済すること、すなわち涅槃を究竟することが、仏の一大事因縁（この世に出現する目的）であったといえます。ここに人権の第一歩としての他者への共感と同苦をみることができます。創立者も「相互に『他者』の存在、相手の立場に立ち、共感することこそ慈悲の第一歩であると釈尊は説いているのであります」⁴⁸「このような慈悲論は、今日において、一人一人の人間を尊重しゆく『共生の文化』を養い、地球環境と共榮しゆく『自然観』を培っていくことでありましょう。そして、さらには、『分断』から『結合』へ、『対立』から『融和』へ、そして『戦争』から『平和』へと人類史を軌道修正させゆく、菩薩道の行動を促してやまないのであります」⁴⁹と述べられています。

では、釈尊が『法華経』をはじめとする大乘仏教で到達した悟り、仏の智慧とは何だったのでしょうか。それは、すべての衆生の中に仏性があるという仏性論、すなわち万人が仏という教え

⁴⁴ 池田大作／A・アタイデ『前掲書』（注1）80頁。

⁴⁵ 中村元訳『ブッダのことば——スッタニパータ』（岩波書店、1984年）のなかの第一 蛇の章、七、賤しい人142（36頁）。

⁴⁶ 『法華経並開結』（創価学会版）213頁、池田大作『法華経の智慧』②「一二十世紀の宗教を語る一」（聖教新聞社、2001年）9-17頁。

⁴⁷ 三毒について、貪欲とは、物資、財産、権力、名誉への執着のことで、瞋恚とは、自己中心性がかなえられない時に起る怒り、怨み、嫉妬のことで、激すると暴力として噴出する。つまり、エゴイズムから発する暴力性がそこにある。愚痴とは、宇宙と生命の真理への無知であり無明ですべての煩惱の根源でもある。そのため生・老・病・死の四苦を引き起こし、根源的苦悩をもたらすことになることと説かれる。

⁴⁸ トリバン大学講演 池田『前掲書』（注42）371頁。

⁴⁹ トリバン大学講演 池田『同書』368-369頁。

でした。『涅槃経』には、「一切衆生、悉有仏性」⁵⁰（いっさいの衆生、ことごとく仏性あり）と説かれています。ここから、生命の尊厳と万人の平等性が導かれることとなります。また、縁起論も人権論に重要な視座を提供します。縁起とは、縁（よ）りて起こるとの意であり、物事は単独で生ずるのではなく、森羅万象、互いに関連し合っており、関係性の中で生じていくという考え方です。ここから、多様性への理解や他者の尊重、寛容性、恩、連帯といった思想が生み出されます。そして、森羅万象のかけがえのない調和を絶対に壊してはならないとして、一切の暴力の否定（アヒンサー＝不殺生）が生まれます。このような大乘仏教の智慧について、ヨハン・ガルトゥングは、「仏教は、種を超え、性を超え、世代を超え、階級を超え、人種を超え、民族を超え、国家を超え、といった具合に、人間社会の構造に存在する七つの断層線をすべて超越しており、このため普遍的な人権思想となりうる大きな可能性を秘めています」⁵¹と述べています。

（2）日蓮大聖人の「人権宣言」

その積尊の大乘仏教の教えを鎌倉時代の日本に蘇らせたのが日蓮大聖人です。日蓮大聖人の遺文である御書には、重要な人権思想がちりばめられています。たとえば、「いのちと申す物は一切の財の中に第一の財なり」⁵²の一文は、人権思想の基盤としての生命と人間の尊厳を述べたものです。「但（ただ）法華経ばかりに女人・仏になると説かれて候」は、男女平等の思想に触れたものといえます⁵³。また、「日蓮は安房の国・東条片海（かたうみ）の石中（いそなか）の賤民が子なり威徳なく有徳のものにあらず」⁵⁴の御文は、自らの出自を卑下することなく、ご自身が庶民であることを高らかに宣言されたものです。このことについて、アタイデ氏は対談のなかで、「国籍や出生にかかわらず、人間は人間であるという事実によってのみ、崇高な責任を負うのです。自由と平等を求め、差別と闘いゆく努力が、全人類の守るべき義務として刻印されたのは、仏教のおかげです。仏教は理想主義の活力となっています」と言われています⁵⁵。また、精神の自由や権力との闘争について宣言された御文もあります。「王地に生れたれば身をば随えられたてまつるようなりとも心をば随えられたてまつるべからず」⁵⁶は、世界人権宣言20周年を記念してユネスコが編纂した『語録—人間の権利』⁵⁷に引用されています。人権を守る闘いは、悪しき権力との闘争でもあります。このことについて、創立者は、「日蓮大聖人は、仏法の精神にもとづく理想社会の建設を論じた『立正安国論』を、時の最高権力者に書き送っています。苦しみに満ちた現実社会に、積尊以来の理想を実現するため、権力と真正面から闘ったのです。そのため

⁵⁰ 『大正新脩大藏経』12巻487頁（1962）。

⁵¹ 池田大作／ヨハン・ガルトゥング『平和への選択』（毎日新聞社、1995年）265頁。

⁵² 白米一俵御書『日蓮大聖人御書全集』1596頁。

⁵³ 日眼女造立釈迦仏供養事『同書』1188頁。

⁵⁴ 善無畏三藏抄『同書』883頁。

⁵⁵ 池田大作／A・アタイデ『前掲書』（注1）94頁。

⁵⁶ 撰時抄『日蓮大聖人御書全集』287頁。

⁵⁷ 国連教育科学文化機関『語録—人間の権利』（平凡社、1970年）。

に、数々の迫害を受けることになりました。大聖人は、『立正安国論』において、国家を超えた“普遍的価値”“人類的価値”を志向されていました。その普遍的価値とは、次元でいえば、人類共通の「権利」である自由、平等、連帯、平和に通じゆくものといえます」と述べられています⁵⁸。

このような日蓮大聖人の「人権宣言」が、ヨーロッパで誕生した人権概念よりも500年も前に東洋のしかもわが国で遺されていたことには驚嘆するばかりです。このような仏教における人権の普遍性について、創立者は、「仏教思想では、人間のみならず、万物に普遍する“宇宙根源の法”が、生命の『尊厳』の基盤である」とらえています。そこに人権の普遍性と尊厳性の根拠もある。キリスト教の思想が、神の前における『平等』を説くのに対して、仏教の『平等』の思想は、すべての人々に“内なる普遍の法”が具わっていることに由来します。しかも、その“法”の覚知が万民に開かれていると知ることによって、「本質的平等」に目覚めるのです。（中略）つまり、民族、文化、宗教、習慣等の、さまざまな差異を超える“自由”にして“平等”なる智慧—愛憎、好き嫌いの煩悩、貪欲、争いへの衝動に打ち勝つ、宇宙普遍の法から湧きいづる智慧—によって、あらゆる「差別」への挑戦に向かいゆくのです⁵⁹と述べられています。

（3）牧口先生の人権闘争

この日蓮仏法に帰依し、その人権思想にもとづく闘争を現代において展開してきたのが創価学会の三代会長です。創立者は、本年（2018年）のSGIの日記念提言において、「私どもSGIの平和運動の源流は、第2次世界大戦中に日本の軍部政府と戦い抜いた、創価学会の牧口常三郎初代会長と戸田城聖第2代会長の信念の闘争にあります」⁶⁰と述べられていますが、牧口先生と戸田先生は、当時の植民地主義、軍国主義のなかで、日本のみならず世界の多くの民衆が苦しんでいる状況に胸を痛められ、言論や信教の自由を否定する悪しき国家権力と真っ向から戦われました。その結果、牧口先生と戸田先生は思想統制を進める軍部政府の手によって治安維持法違反と不敬罪の容疑で検挙、投獄され、牧口先生は獄死されました。牧口、戸田両先生が信教の自由を否定する勢力と戦い抜かれたことは、人権を考えるうえで重要といえます。なぜなら、信教の自由は宗教者だけの問題ではなく、思想全体の問題であり精神性の問題であるからです。そして、国家は、精神的自由の中核部分である信教の自由の統制から学問の自由、思想、表現の自由の統制へと向かうということが歴史の常であるからです⁶¹。その意味で、二人の闘いは、国家権力から精神の自由を守る人権闘争であったといえます。

「牧口常三郎—人道と正義の生涯」と題するサイモン・ウィーゼンタール・センターでの記念講演のなかで、創立者は次のように語られています。「牧口の焦点は、『国家』ではなく、どこま

⁵⁸ 池田大作／A・アタイデ『前掲書』（注1）95頁。

⁵⁹ 池田大作／A・アタイデ『同書』153-154頁。

⁶⁰ 池田大作 第43回「SGIの日」記念提言「人権の世紀へ—民衆の大河」（注2）11頁。

⁶¹ 中村睦男＋桐ヶ谷章＋塩津徹 座談会「今日の人権保障の問題点と今後の課題」特集「世界人権宣言50周年記念—人間の尊厳と人権」『東洋学術研究』Vol.37、No.2（1998年）27頁。

でも、『民衆』であり、そして一人の『人間』であったのであります。それは、『国権の優位』がことさらに強調されるなかで、『個人の権利と自由は、神聖侵すべからざるものである』と言い切つて憚らなかつた。彼の人権意識は、あまりにも深く、強かつたのであります。」と。そして、「『創価』とは、『価値の創造』の意義であります。その『価値』の中心は、何か。牧口思想は明快でありました。それは『生命』であります。(中略)『生命』の尊厳を守る『平和』という『大善』に向かつて、挑戦を続け、いかなる困難にあつても、価値の創造をやめない—そうした『人格』の育成にこそ、『創価教育』の眼目があります。」と。また、同講演のなかで、創価教育が目指すべき人材像として牧口先生が示された「世界市民」についても次のように言及されています。「1903年、日露戦争への開戦論が高まる中、『人生地理学』を發刊した牧口は、足元の『郷土』に根ざして、しかも『狹隘な国家主義』に偏らず、『世界市民』の意識を育(はぐく)むことを提唱したのであります」と⁶²。牧口先生は、「郷土民」「国民」「世界民」という3つのアイデンティティーを示され、この3つの自覚をあわせ持ったうえで、「国家への忠誠心」を「人類への忠誠心」へと広げていくことの重要性を訴えられたのです⁶³。牧口先生は、たとえば自らが着用している毛織の服の原料がオーストラリア産であることを例に、誰人の生活も世界の無数の人々の苦勞と結びついていると述べられていますが、これは「地球的相互依存性」の考えに基づいているともいえます。そして、他のために貢献し、自他ともに榮えていくという「人類共生の哲学」を訴えられたのです。

(4) 戸田先生と「原水爆禁止宣言」⁶⁴

牧口先生の弟子として、生きて出獄した戸田先生は、戦後、「地球民族主義」の理念を掲げ立たれました。このことについて創立者は、「この師弟の行動は、人間を分断する、あらゆる『非寛容性』に対する闘争であつた」と述べられています⁶⁵。その戸田先生が絶対に見過ごすことのできない一凶ととらえていたのが核兵器の問題でした。昭和32年9月8日に發表された「原水爆禁止宣言」は、まさに創価の平和運動の原点であり、創価大学の建学の指針である「人類の平和を守るフォートレスたれ」の源流でもあります。「原水爆禁止宣言」が創立者にとって、世界平和への師弟の誓いの原点であつたことは、創立者が宣言から11年後(1968年)の9月8日に、中国との国交回復を訴える「日中国交正常化提言」を發表され、さらに6年後(1974年)のこの日に初のソ連訪問の旅へ出発されたこと、そして9月8日を『新・人間革命』の新聞連載完結

⁶² 1996年6月4日、サイモン・ウィーゼンタール・センターでの記念講演『牧口常三郎——人道と正義の生涯』。

⁶³ 池田大作／ジョセフ・ロートブラット『前掲書』(注30)161-163頁、203-204頁。

⁶⁴ 核問題と「原水爆禁止宣言」の意義については、拙稿「核廃絶と人間の安全保障—「原水爆禁止宣言」60年にあたって—」『創価教育』第11号。

⁶⁵ 池田大作『前掲書』(注6)352頁。

の日に選ばれたことが示すところでもあります⁶⁶。「原水爆禁止宣言」は、人類の負の産物ともいえる核兵器について、その本質を鋭くえぐる思想が凝縮したものといえますが、核兵器を「必要悪」とする思想に対し「絶対悪」と断じた点にその卓越性があると考えます。宣言は次のように述べます。「核あるいは原子爆弾の実験禁止運動が、今世界に起こっているが、私はその奥に隠されているところの爪をもぎ取りたいと思う。それは、もし原水爆を、いづこの国であろうと、それが勝っても負けても、それを使用したものは、ことごとく死刑にすべきであるということを主張するものであります。なぜかならば、われわれ世界の民衆は、生存の権利をもっております。その権利を脅かすものは、これ魔物であり、サタンであり、怪物であります。それをこの人間社会、たとえ一国が原子爆弾を使って勝ったとしても、勝者でも、それを使用したものは、ことごとく死刑にされねばならないことを、私は主張するものであります」⁶⁷と。

このなかの人権に関連する部分として、「われわれ世界の民衆は、生存の権利をもっております」の箇所について触れるならば、ここでいう生存の権利は、先に述べた「平和的生存権」を指しているといえます。創立者もアタイデ対談のなかで、「戸田先生のいう『生存の権利』は、もっと本源的な人間の権利でした。『世界の民衆』がもっている『生存の権利』という言葉が、『第二世代の人権』である『生存権』と大きく異なる点は、『国家』という壁を超えたことにありました。『世界の民衆』が『平和に生きる権利』は、一つの国家の国家利益、東西の両陣営の一方の側の勝利という次元から出た『核抑止論』や核兵器の保有、開発、使用を正当化する一切の主張より優先すべきものだとしたからです。空前の生命の破壊を可能にする核兵器そのものを、「絶対悪」とし、その使用を最悪の“犯罪”として糾弾されました」⁶⁸と述べられています。核兵器のない世界に生きることは「人権」であるとする「人権としての平和」の思想を戸田先生は宣言されたわけですから。その意味で、核廃絶は人権と平和、そして後に述べる「人間の安全保障」にとっての最重要課題であるといえます。2017年に採択された「核兵器禁止条約」の前文においても、核兵器は「人類の安全保障」に関わると規定しています⁶⁹。

⁶⁶ 創立者は、このことについて、『新・人間革命』30巻（下）の「あとがき」のなかで、次のように述べられている。「新聞連載の終了は、この章（「誓願」の章 ※筆者注）の執筆が始まった時から、戸田先生が1957年（昭和32年）に「原水爆禁止宣言」を発表された、9月8日と決めていた。この日こそ、創価学会の平和運動の原点となった日であるからだ。私は、先生の平和への遺訓を実現するために、全世界を駆け巡り、同志と共に創価の人間主義の潮流を起こしてきた。その後継の歴史を綴った小説の連載を締めくくるには、この日しかないと思った。」（池田大作『前掲書』（注6）442-443頁）。

⁶⁷ <http://www.sokanet.jp/pr/recommend/201708-gensuikin60/>

⁶⁸ 池田大作／A・アタイデ『前掲書』（注1）246頁。

⁶⁹ 「核兵器の禁止に関する条約」（核兵器禁止条約）前文には、「核兵器が継続的に存在することによりもたらされる危険（事故による、誤算による又は意図的な核兵器の爆発によりもたらされるものを含む。）に留意し、これらの危険はすべての人類の安全に関わり、すべての国が核兵器のあらゆる使用を防止する責任を共有している」とある（日本反核法律家協会〈JALANA〉による2017年7月20日現在暫定訳 <http://www.hankaku-j.org/data/01/170720.pdf>）

(5) 池田先生の平和思想と SGI 運動⁷⁰

戸田先生の弟子として、その思想を世界に広めるために、対話という手段を通じて今日まで人間主義にもとづく平和への行動を続けて来られたのが創立者であることについては、あらためて申し上げるまでもありません。そのすべてが人権と人道のための闘争であるといってもよいと思います。もっとも、そのすべてについて述べることは到底不可能ですし、その資格も能力もありません。ただ、創立者がなぜ平和行動に生涯を捧げてこられたのかについて、創立者ご自身が対談のなかで明快に述べられている箇所があります。その第一は、ご自身の戦争体験であり、第二に師の精神の継承、第三に宗教者としての社会的使命です。以下に引用させていただきます。

「私の平和行動の原点の一つには、私自身の戦争体験があります。第二次世界大戦で私は、出征した長兄を喪い、空襲で家も失いました。気丈な母が、長兄の遺骨を抱きかかえ、身体を震わせて悲しんでいた姿が忘れられません。「国家悪」が一家の平和を奪ったのです。私は、一人の青年として、身を以て、戦争がいかに愚劣で醜悪で無残なものか、いかに嘘で塗りかためられているものか、痛いほど知りました。

二つには、師の精神の継承です。第二次世界大戦のさなか、生命尊厳の哲学である日蓮大聖人の仏法の精神のままに立ちあがったのが、創価学会牧口常三郎初代会長であり、私の直接の師匠である戸田城聖第二代会長でした。軍国主義と戦った両会長は逮捕され、牧口会長は獄死しました。生きて出獄した戸田会長は、師匠・牧口会長の精神を継いで、平和の闘争を開始しました。私も今、戸田会長の精神をまっすぐに受け継いでいるつもりです。「この地上から悲惨の二字をなくしたい」—この戸田会長の「夢」の実現に向かって行動することが、私の人生のすべてなのです。

そして、三つには、宗教者としての社会的使命です。現代においても、多くの民衆が苦しんでいます。直接的暴力にせよ構造的暴力にせよ、あらゆる種類の暴力によって。これが現実です。この苦悩する人々を前にして、座して思索にふけるのではなく、「抜苦与楽」のために立ちあがっていく—燃え上がる「同苦」と「行動」にこそ、大乘仏教の魂があります。私どもが信奉する日蓮大聖人は、この仏法者の使命を「立正安国」として教えておられます。暴力におびやかされる民衆の悲惨を救うために戦わずして、自己自身の魂の救済などありえません。その暴力の最たるものが戦争です⁷¹。

それでは、創立者の志向される「平和」とはどのようなものでしょうか。私として考えるところを3点あげさせていただくとすれば、「積極的平和」であり、「絶対的平和」であり、「能動的平和」として特徴づけられるのではないかと考えます。第一の「積極的平和」とは、平和を戦争やテロのような「直接的暴力」がない状態だけではなく、ヨハン・ガルトゥングが示したように、

⁷⁰ 創立者の平和思想については、拙稿「池田大作の平和観と世界秩序構想についての一考察—人間・非暴力・民衆をめぐって—」『創価教育』第5号。また、拙稿「人権概念を輝かせる池田 SGI 会長の平和思想—世界人権宣言はいかにして生まれ、発展したのか—」『第三文明』2018年12月号 特別企画「世界人権宣言70周年—良識の証」。

⁷¹ 池田大作／フェリックス・ウンガー『人間主義の旗を』（東洋哲学研究所、2007年）16頁。

差別や抑圧、貧困などあらゆる社会的不正義をもたらす「構造的暴力」のない状態を指します。このことについて創立者は、「私たち人類が取り組むべき課題は、単に戦争がないといった消極的平和の実現ではなく、『人間の尊厳』を脅かす社会的構造を根本から変革する積極的平和の実現にあります」と述べられています⁷²。すなわち、人間の尊厳の実現こそが平和の目的であり本質であるとの思想がここから読み取れます。第二の「絶対的平和」とは、平和の実現手段として非暴力（平和的手段）に徹するという思想であり、とくに戦争や軍事力による平和の否定の思想です。第三の能動的平和とは、平和を国家や社会から与えられるものとして受動的に待つのではなく、人間自身の変革を通じた行動によって能動的に平和を創っていかねばならないとの実践論です。そこには、戦争も平和も人間が作り出すものであるとの認識があるといえ、主体者としての人間と民衆の役割に光を当てる思想といえます。「一人の人間における精神の再生と変革こそが、暴力から平和への転換点です。とともに、人間主義にのっとった『民衆の連帯』を広げていくことが、暴力の軌道から平和の軌道へと、社会の進路を転換していくポイントとなります」⁷³との創立者の言葉は、このことを述べたものといえます。

以上をふまえるならば、積極的平和からは、暴力の規制と緩和、除去が、絶対的平和からは対話と非暴力的（平和的）手段による平和の実現が、能動的平和からは人間自身の変革と民衆の連帯を通じた社会の変革が導かれるのではないかと思います。そして、これら3つの平和の基底に人間自身の内奥に眼を向け、生命の尊厳と万人の平等に立脚する大乘仏教の思想をみることができます。

9. 地球的課題と人権—冷戦後の世界と人権をめぐる状況—

(1) 脅威の多様化と人権の主流化

さて、ここで再び国際社会、とくに冷戦終結以降の国際社会に目を向けてみたいと思います。たしかに、冷戦終結からすでに20年が経過し、冷戦後という時代をひとくりにすること自体が適切であるかという問題はあるとしても、冷戦後の国際社会の変化はめまぐるしいものがあります。とくに、人権を考えるうえでは重要な変化といえます⁷⁴。それを一言で言い表すならば、「人権の主流化」ということがいえるのではないかと思います。米ソを盟主とした冷戦の終結は、国家間の軍事的、イデオロギー対立の終焉を意味し、その結果、内戦、テロ、貧困、人権、難民、環境問題等々、さまざまな脅威の顕在化と多様化をもたらしました。それは、軍事力だけでは対処できない諸課題の増加をも意味しました。さらに、冷戦の終結は経済や情報を中心とするグローバル化の進展を加速させ、経済的繁栄や情報（ICT）革命によるグローバル・ネットワーク社会の形成をもたらすとともに、自由、民主主義、人権などの価値の普遍化をもたらしま

⁷² 第25回「SGIの日」記念提言「平和の文化 対話の大輪」（2000年1月26日）。

⁷³ 池田大作／アドルフ・ベレス＝エスキベル『人権の世紀へのメッセージ』（東洋哲学研究所、2009年）324頁。

⁷⁴ 冷戦後の人権状況をめぐっては、拙稿『「世界憲法案」と人権保障の現状—田畑茂二郎『世界政府の思想』を通して—』『創価法學』第40巻第2号。

した。しかし、競争による貧富の格差の拡大や異文化間の衝突、排外主義の台頭など、負の産物も同時にもたらしたといえます。また、主権国家の相対化やグローバル・ネットワーク社会の形成は、地球市民社会の台頭ももたらし、市民や世論が国境を超えてつながるようになりました。その結果、NGOや市民といった非国家アクターが影響力を増すようにもなりました。さらには、多国籍企業のような世界的な事業活動を展開する巨大企業が一層、経済的影響力を増す時代にもなりました。このような変化のなかで国家主権に対する人権・人道の価値が相対的な高まりをみせ、「人権の主流化」という潮流をもたらすようになりました。

1992年、ブトロス・ガリ国連事務総長は、『平和への課題』のなかで、主権について、「基礎的主権と統一性の尊重は、いかなる共通の国際的進展にとっても重要である。しかしながら、絶対的で排他的な主権の時代は過ぎ去った」⁷⁵と述べました。また、1999年、アナン事務総長（当時）が「主権に関する二つの概念」と題する文書のなかで、「国家主権は、とくにグローバリゼーションと国際協力の力によって、そのもっとも基本的な意味において再定義されようとしている。今や国家は国民に奉仕するための手段として広く理解されており、その逆ではない。同時に、国連憲章や国際人権諸条約にうたわれた個人の基本的自由としての人権は、復活し拡大しつつある個人の権利に対する意識によって高められてきた」⁷⁶と述べているのは、このことを言い表したものと いえます。

（2）戦争犯罪の処罰と人道的介入・保護する責任

地域紛争の頻発に伴う大量虐殺や民族浄化などの非人道的行為の発生は、「人権の主流化」と相まって国際社会にその対応を促しました。そのひとつは、戦争犯罪、人道犯罪の訴追、処罰の動きです。冷戦後、とくに内戦が多発するようになりましたが、その過程で旧ユーゴやルワンダにおいて民族浄化やジェノサイドなど、重大な人権侵害が発生しました。これに対し、国連安全保障理事会は決議によって1993年に旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY）を設置、1994年にはルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）を設置しました。さらに、そうした法廷を常設化しようということで生まれたのが2002年から活動を開始した国際刑事裁判所（ICC）です。これら国際刑事法廷による訴追、処罰の試みによって国家の免責と不処罰の歴史という壁を克服し、法による正義の実現を通じて報復の連鎖を断とうという動きが顕著となりました。このように重大な人権侵害や人道に対する罪については許さないという潮流が定着しつつあるといえますが、これらの動きについて「人権の刑法化」と評する学者もいます⁷⁷。

もうひとつは、一国内の人道危機に対して、国際社会が場合によって軍事力を用いてでも介入、保護しようとする動きです。いわゆる人道的介入（humanitarian intervention）とは、1999年、ユーゴのコソボ自治州アルバニア系住民に対するミロシェビッチ政権による人権侵害をめぐって

⁷⁵ Boutros Boutros-Ghali, *An Agenda for Peace* (New York: United Nations, 1995) p.44.

⁷⁶ Kofi A. Annan, "Two Concepts of Sovereignty," *The Economist*, September 18, 1999, p.49.

⁷⁷ 最上敏樹「第13章 人権」小寺彰・岩沢雄司・森田章夫『講義 国際法』（有斐閣、2004年）345頁。

NATOが行った空爆をきっかけにその是非が議論された概念です。しかし、内政不干渉とされた国家主権への介入であると同時にNATOの行動が国連決議を経ずに行われたために一層論争化し、「違法だが正当」といった評価もなされるなど、問題の難しさも浮き彫りにしました。最近では人道的介入という言葉に代わって「保護する責任」(responsibility to protect)という言葉が使われるようになってきました。主としてカナダ政府が主導して生まれた言葉ですが、政権が崩壊したような破綻国家では、本来国家が保護すべき人権が保護されないために、国際社会がその国家に代わって責任を果たそうとする考え方で、主権との衝突を避けて主権を補完する概念として登場しました⁷⁸。

(3) 「人間の安全保障」とSDGs—No one will be left behind—

このような脅威の多様化と「人権の主流化」の動きは、安全保障観にも変化をもたらしました。すなわち、国家の安全を守ることが国民の安全につながるという従来の安全保障観は、転換を迫られるようになりました。そして、国家を中心とした安全保障の考え方に対し、人間の視点からのパラダイムの再構築を促すきっかけとなったのが、「人間の安全保障」の概念です。人間の安全保障とは、「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」⁷⁹を意味し、「軍事力により軍事力から国境を守る」伝統的な国家の安全保障が人々の生存や安全を十分に保障していない現状に異議を唱えるものとして登場しました。この概念は、1994年、国連開発計画(UNDP)の『人間開発報告書』において登場し、その後、さまざまな国連文書や報告書において定着、発展を遂げることとなりました。具体的には、戦争や内戦などの紛争、犯罪、テロ、大規模人権侵害などの暴力からの解放としての「恐怖からの自由」と、飢餓や貧困、疾病、環境破壊など構造的な社会的経済的問題からの解放としての「欠乏からの自由」の2つの柱からなりますが、人間の安全保障は、人権侵害や極度の貧困を防ぐための国際的支援の根拠となっていきました⁸⁰。

2000年代に入ると、国際社会は貧困問題の解決に向けて、より具体的な目標を設定するようになりました。2000年9月、ニューヨークの国連本部で開催された国連ミレニアム・サミット

⁷⁸ 保護する責任をめぐるのは、拙稿「『人間の安全保障』と国際法—『保護する責任』論を中心として—」『創価法学』第44巻第2号。

⁷⁹ Commission on Human Security, *Human Security Now*, New York, 2003, p.4.

⁸⁰ 創立者は、人間の安全保障について、次のように述べている。「最近、これまでのように『安全保障』を国家による国家のための安全の保障という狭い解釈にとどめるのではなく、『ヒューマン・セキュリティ』(人間のための安全保障)という発想に立つ構想が模索されております。それは、人道、人権がさまざまな形で危機にさらされがちな現代にあって制度的要因よりも人間的要因を優先するという発想であります。それは、主権国家の顔が支配的であった国連に、『人間の顔』そして『人類の顔』を際立たせる新しい方向性につながるものであります。(中略) 軍事力というハード・パワーを表にして、世界の安全保障を考える旧来の安全保障体制はもはや時代遅れのものになりつつあります。人間への脅威に包括的に対処する国連を軸にした『ヒューマン・セキュリティ』の枠組みを一日も早く確立できるよう英知を結集すべき時であります」[第20回『SGIの日』記念提言『不戦の世紀へ 人間共和の潮流』](聖教新聞1995年1月26日)。

では、21世紀の国際社会の目標として、より安全で豊かな世界づくりへの協力を約束する「国連ミレニアム宣言」を採択しました。この宣言と1990年代に開催された主要な国際会議やサミットでの開発目標をまとめたものが「ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）」です。MDGsは国際社会の支援を必要とする課題に対して2015年までに達成するという期限付きの8つの目標、21のターゲット、60の指標を掲げました⁸¹。そして、2015年9月には、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかける「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals: SDGs）が国連において採択されました⁸²。これは、国連加盟193カ国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標で、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。MDGsと比較した場合の特徴としては、途上国における貧困や飢餓の解決といった経済的課題にとどまるのではなく、21世紀の世界が抱える諸課題について、経済、社会、環境の観点から先進国も含めた地球社会全体で包括的に取り組もうとするもので、目指すのは、繁栄と社会的包摂⁸³、環境の3つです。しかも国家（政府）だけでなく、国連、自治体、NGOや市民社会、企業、大学など、あらゆるステークホルダーがパートナーシップにより目標を達成しようとするところにあります。その理念は、「誰一人取り残さない（No one will left behind）」社会の実現ですが、これはまさに人権と人間の安全保障が実現された社会のことであるといってもよいと思います。そして、この理念は、軍事や政治や経済的競争を超え人道を新たな指標として、文化、精神性、人格というソフトパワーによって切磋琢磨していくことを提唱した牧口先生の「人道的競争」の思想と相通じるものであると考えます。

10. おわりに—「人権の世紀」「平和の文化」を築くために—

さて、ここまでアタイデ対談をふまえながら、人権概念がどのように成立、発展し、国際問題となったのか、世界人権宣言がどのような意義をもち、その後の国際社会に影響を与えたのか、人権を守るために闘った闘士の生き様とその思想、人権思想の基盤としての大乘仏教とその思想を受け継ぐ創価学会の歴代会長の人権闘争、近年の国際社会における変化と人権の主流化の動きなどについてお話をしてきました。そこで最後に、世界人権宣言採択70周年にあたり、人間の尊厳が守られ、人権が輝く世紀を築くために何が求められるのかについて、考えてみたいと思います。そのことを考えるにあたって、現在の人権をめぐる状況に触れておく必要があるかと思えます。それは一言でいうならば、決して楽観できる状況ではないということです。たしかに、とくに冷戦終結以降、人権意識の高まりのなかで保護する責任や人間の安全保障といった新たな概

⁸¹ <http://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/sdg/mdgoverview/mdgs.html>

⁸² 2015年9月の国連総会で採択された『我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ』（Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development）と題する成果文書で示された具体的行動指針。

⁸³ 貧困層や人種の少数派、障害者など弱い人々を排除することなく、民族、性別、年齢、文化や考え方の違いを含め、多様性を重んじ、すべての人を社会の構成員として包み含むこと。

念が生み出され、国際社会としてその実現のためにさまざまな取り組みがなされてきていることは確かです。しかし、その一方で、最初に述べたように世界では人権侵害が後を絶ちません。それは、個々の人権問題の領域を超えて、世界各地で分断をもたらしている排他主義の動きに象徴されるように、社会全体を覆う多様性の尊重や共感の欠如による非寛容な風潮の蔓延という意味において、人権の危機ともいえる状況があるのではないかと思います。

創立者も本年（2018年）の「SGIの日」記念提言で人権をめぐる昨今の状況に言及され、「人間の尊厳に対して障壁を設けることの危険性は、現代の人権問題を考えるうえでも看過してはならない点」⁸⁴であると述べられています。このようななか、深刻な難民、移民問題について、2016年9月に国連本部で開催された「難民および移民に関するサミット」において採択されたニューヨーク宣言は、「私たちは、難民と移民に対する人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の行為や表現を、また宗教あるいは信念に基づくものを含む、固定観念をしばしば彼らに適用することを、強く非難する。多様性は、あらゆる社会を豊かにしそして社会的一体性に貢献する。難民または移民を悪魔呼ばわりすることは、私たちが深く関わってきた全人類に対する尊厳と平等の価値を心の底から損ねている」⁸⁵と警鐘を鳴らしました。また、創立者は、提言のなかでフィルターバブルが引き起こす問題についても言及されています。フィルターバブル（filter bubble）とは、インターネットで情報を探す際に、利用者の傾向を反映した情報が優先的に表示され、他の情報が目に入りにくくなるため、知らず知らずのうちに特定のフィルターで選別された情報に囲まれて、バブルの球体の膜に包まれてしまったような状態になることを指す概念です。創立者は、このような現象に対し、「同じような考えを持つ人々との一体感ばかりという現象がみられることが懸念されます」と述べられ、危惧を示されています⁸⁶。

このような人権をめぐるさまざまな問題を抱える昨今の状況を見ると、今の世界はいまだ平和とはいえないのではないかと思います。なぜなら、先にも述べたように人権は平和の不可欠の基礎であるからです。そして、その教訓のうえに世界人権宣言が誕生したことに鑑みれば、その採択から70年を経た現在、今一度宣言の意義を再確認し、「平和と人権の世紀」、「平和と人権の文化」を築く方途を探る必要があると考えます。「平和の文化」といえば思い出すのが創立者とチョウドリ元国連事務次長との出会いです。2003年3月19日、創価大学の卒業式の日創立者は池田記念講堂でチョウドリ氏と会見されました。創立者とチョウドリ氏との語らひは後に対談集『地球社会の創造へ』⁸⁷として発刊されていますが、実は私もこの場に同席させていただいたので、その時のやりとりをよく覚えています。その会見の場でチョウドリ氏は、「池田博士が主張してこられたように、平和を欲するならば、平和の準備をせねばなりません。何より

⁸⁴ 池田大作 第43回「SGIの日」記念提言「人権の世紀へ 民衆の大河」（注2）16頁。

⁸⁵ New York Declaration for Refugees and Migrants, para14, UN Document, A/RES/71/1, 19 September, 2016.

⁸⁶ 池田大作 第43回「SGIの日」記念提言「人権の世紀へ 民衆の大河」（注2）17頁。

⁸⁷ 池田大作／アンワルル・K・チョウドリ『新しき地球社会の創造へ—平和の文化と国連を語る—』（潮出版社、2011年）。

大切なのは、「平和の文化」を築くことです」と述べられました。それに対して創立者は間髪入れず、「それこそ根本の平和の哲学です」と返されました。そして、チョウドリ氏は創大生に大きな期待を寄せてくださいました。私はこのやりとりを目の前にして、創大と創大生の使命の大きさに身震いする思いでした。明年（2019年）は、国連で「平和の文化に関する宣言と行動計画」が採択されて20周年を迎えますが、その採択に導いたのがチョウドリ氏です。

「平和と人権の世紀」、「平和と人権の文化」を築くために、ここでもう一度、創立者の平和思想に立ち還りたいと思います。先に、創立者の平和思想について、私なりの整理として積極的平和、絶対的平和、能動的平和の3つの観点から述べましたが、それを思想、手段、担い手という視点からみるならば、思想において、生命と人間の尊厳を基調とし、その手段として、非暴力的（平和的）手段にもとづき、その担い手として、人間自身の変革と目覚めた民衆（市民）の連帯によって平和の実現を目指すものということがいえるのではないかと思います。そこでまず、担い手としての民衆（市民）について考えてみると、先に述べたように、とくにアクターとしてNGOや市民の台頭という冷戦終結以降の国際社会の潮流に象徴されるように、市民の役割は今後一層増していくのではないかと思います。創立者は、今後の平和秩序の構築について、グローバル・ガバナンスという観点から次のように述べられています。「国家を超えた問題に対応する統治の在り方が、どうあるべきか。（中略）1990年代に登場したのが『グローバル・ガバナンス』という概念です、すなわち、世界政府のような統括機能の存在なしに、国家をはじめ、多様な機関がさまざまな問題に対して結集し、そのネットワークを通じて地球を運営していくという考え方です。一言でいえば『世界政府なき統治』『集権的ではなく、ネットワーク的な統治』ということです。（中略）グローバル・ガバナンスを、公正で責任あるものにするためには、大まかに、いくつかのポイントがあります。一つは、グローバル・ガバナンスの要である国連の改革と強化です。次には、『法による支配』を一步一步、制度化して行くことです。その試金石として、私は国際刑事裁判所を軌道に乗せることが重要だと思っています。そして、何と云っても、ガバナンスを支える民衆の連帯です」⁸⁸と。

とくにガバナンスを支える民衆の連帯を強調されているわけですが、ここで述べられている国連、法、民衆の3つは、人権を考えるうえでひとつの共通性を有しているという意味においても重要であると思います。すなわち、国家が人権の擁護者になるとともに侵害者にもなりうるがゆえに国家をどう監視するかということが大切になるわけですが、これら3つは国家をつなぎ、縛り、動かすものであると考えるからです。まず国連は、国家を超えるものではないとしても国家に勝手な振る舞いをさせないように国家をつなぐ存在といえます。具体的には、国連総会や経済社会理事会などの主要機関、人権理事会や人権高等弁務官事務所などの補助機関、人権条約にもとづいて設立される条約機関など、人権にかかわる諸機関を通じて人権の保障をはかっていく必要があります。安全保障理事会も国際の平和と安全の維持の文脈で人権問題を審議し行動する

⁸⁸ 池田大作／R・D・ホフライトネル『見つめあう西と東』（第三文明社、2005年）156頁。

という意味では重要な機関といえます。また、国家を縛るという意味で人権保障において法の役割が重要であることはいうまでもありません。憲法をはじめとする国内法だけでなく、さまざまな人権条約に関する国際人権法、戦争犯罪や人道犯罪を裁く ICC 規程に代表される国際刑事法、ジュネーブ条約などの国際人道法といった国際法規範の役割は欠くことができません。また、それら法の適用を通じて人権を守る法曹の役割も忘れてはなりません。

そして、何よりも人権の享有主体であり、時に被害者にもなりうる私たち市民や NGO の役割がより重要になると思います。アムネスティ・インターナショナルやヒューマンライツ・ウォッチなどの人権 NGO はもとより、教育機関、自治体、宗教団体に至る非国家アクターは、人権の侵害を監視しその保障を促進するうえで大変に重要な働きをしています。人権の国際的実施措置のひとつに国家報告制度というものがありますが、国家から提出される報告書と並んで NGO などから出されるカウンターレポートは、場合によって国家報告の嘘を正すうえで効果を発揮します。近年、これらアクターの台頭が目覚ましいことについては述べましたが、たとえば対人地雷禁止を目指して結成された NGO の連合体である ICBL（地雷禁止国際キャンペーン）は、1997 年の対人地雷禁止条約の締結の原動力として大きな影響力を及ぼしました。なかでも、昨年（2017 年）7 月 7 日の核兵器禁止条約の採択の陰には、ヒバクシャ、そして NGO や市民社会の連帯がありました。中心的役割を果たした ICAN はノーベル平和賞を受賞、その ICAN と当初からパートナーとして活動を続けてきたのが SGI であることはご存知かと思います。その意味で、条約はまさに非保有国を中心とする国家と市民社会の連携の成果ともいえます。条約文も前文で、「核兵器の全面的な廃絶の要請に示された人道の諸原則の推進における公共の良心の役割を強調し、またこのために国際連合、国際赤十字・赤新月運動、その他の国際機関及び地域的機関、非政府機関、宗教指導者、議員、学術研究者、及びヒバクシャが行っている努力を認識し、次のとおり協定した」と謳っています⁸⁹。創立者も NGO、市民の役割について、「核兵器や環境、貧困問題をはじめ、地球社会の破滅と直結する諸問題に、国家指導者たちが十分に対処できない現状においては、世論を動かし、国境を超えて、非暴力と共生の新しい流れを創造する「世界市民の連帯」こそが、とりわけ重要であると考えられます」と述べられています⁹⁰。

それでは、そのような目覚めた民衆の連帯をどのように築いていくかということがつぎの課題になってきます。それは、非暴力的（平和的）手段でなければならないわけですが、地道ではあってもひとり一人ができる最も身近で重要な手段が対話です。創立者は対話について、「言葉による説得一人間の心に働きかける真の『対話』こそ、トインビー博士が究極的に歴史をつくるものとして挙げていた『水底のゆるやかな動き』にほかならないと、私は思います」⁹¹と述べられるとともに、「誤解を恐れずにいえば、対話によって得られる結果以上に、『対話のプロセスその

⁸⁹ 日本反核法律家協会〈JALANA〉による 2017 年 7 月 20 日現在暫定訳 (<http://www.hankaku-j.org/data/01/170720.pdf>)。

⁹⁰ 池田大作／ジョセフ・ロートブラット『前掲書』（注 30）200 頁。

⁹¹ 池田大作／ジョセフ・ロートブラット『同書』213 頁。

もの』に、対話の真価があるとさえいえるでしょう」⁹²とも述べられています。その信念にもとづいて、創立者が識者をはじめ世界中の人々との対話を重ねてこられたことはあらためて申すまでもありません。

対話が個人レベルでの非暴力的手段であるとするならば、社会レベルにおいて重要となるのは、牧口先生が示された「人道的競争」の概念ではないかと思えます。創立者は、牧口先生の言葉を通して、次のように述べられています。「『威服』から『心服』へ—現代的に言い換えれば、軍事力や政治力、または圧倒的な経済力をもって、他国を一方的に意のままにしようとしたり、強制的な形で影響を及ぼそうとする『ハードパワー』の競争から決別することにあります。そして、それぞれの国がもっている外交力や文化力、また人的資源や技術・経験等を駆使した国際協力を通して、自然とその国の周りに信頼関係や友好関係が築かれていくような、『ソフトパワー』による切磋琢磨をよびかけたのであります。こうした『人道的競争』、すなわち『ソフトパワー』に基づく影響力の競争が広がっていくならば、従来のような敗者の犠牲や不幸の上に勝者がある『ゼロサム・ゲーム』に終止符が打たれるようになるはずです。さらに、それぞれの国が、人類への貢献を良い意味で競い合う中で、地球上のすべての人びとの尊厳が輝く『ウィン・ウィン（皆が勝者となる）』の時代へ道が開かれていくはずであります」⁹³。そして、「『人道的競争』とは、一つは『人材育成の競争』です。そこでは、教育が柱となる」と述べられ、人材の育成とそのため教育の重要性について強調されています⁹⁴。

では、その教育が目指すべきものは何なのでしょう。それは、多様性を受容し理解できるグローバルな視野と寛容性であり、それを兼ね備えた世界市民、地球市民の育成ではないかと考えます。この点について、創立者は、「私もこれまで、ことあるごとに『国益』中心から『人類益』中心の思考へ、発想を転換することの重要性を訴えてきました。そのカギとなるのが、多様な価値観や文化を受容し理解するためのグローバルな『教育』です。“開かれた心”と“開かれた知性”による交流を通して、他者への理解と共感を育み、グローバルな視野を身につけていくことが大切です」⁹⁵と述べられるとともに、世界市民について、「世界市民とは『偏狭な国家主義・民族主義・差別主義』と闘う闘士の異名であり、『人類の連帯』を非暴力と対話によって築く人である」⁹⁶と定義されています。そして、「私は、教育の基底に、『人間生命の尊厳』をおくべきであると考えております」と述べられ、教育の根本となるべき哲学について明快に示されています。この点については先にも触れましたが、牧口先生の思想について創立者が言及された内容、すなわち、「『創価』とは、『価値の創造』の意義であります。その『価値』の中心は、何か。牧口の思想は明快でありました。それは『生命』であります。（中略）『生命』の尊厳を守る『平和』という『大善』に向かって、挑戦を続け、いかなる困難にあっても、価値の創造をやめない—そうした『人

⁹² 池田大作／ベッド・P・ナンダ『インドの精神』（東洋哲学研究所、2005年）372頁。

⁹³ 池田大作「世界が期待する国連たれ」『聖教新聞』2006年9月1日、2日。

⁹⁴ 池田大作／R・D・ホフライトネル『前掲書』（注88）20頁。

⁹⁵ 池田大作／ジョセフ・ロートブラット『前掲書』（注30）245頁。

⁹⁶ 池田大作／R・D・ホフライトネル『前掲書』（注88）123頁。

格』の育成にこそ、『創価教育』の眼目があります。』⁹⁷との言葉と相通じるといえます。

では、その生命と人間の尊厳の思想的基盤をどこに求めればよいのか。これは人権の思想的基盤と言い換えてもよいかと思えます。最後にこの点について考えてみたいと思います。先に、現代社会にはさまざまな人権問題が横たわるとともに人権の危機ともいえる状況を呈していることについて触れました。それでは、このような問題の根源はどこにあるのでしょうか。創立者は、ハーバード大学での講演で、『『民族』であれ『階級』であれ克服されるべき悪（中略）は、外部というよりまず自分の内部にある。ゆえに、人間への差別意識、差異へのこだわりを克服することこそ、平和と普遍的人権の創出への第一義であり、開かれた対話を可能ならしむる黄金律なのであります』⁹⁸と述べられています。すなわち、人間の中にある差別を助長する“無意識の壁”をどう乗り越えるか、ここに問題を解くカギがあるといわれているのです。なぜなら、人権問題とは差別の問題でもあるからであり、それは外にあるものではなく人間自身に帰着するからです。したがって、人間の内面に光を当て、人間自身を変革する方途を求めるとしかないとということになります。たしかにすべての衆生のなかには仏性があり、万人が仏であると大乘仏教は説きました。しかし、仏性論で人間の尊厳を説いた釈尊は、同時に人間生命に潜む“魔性”についても見抜いていました。すなわち、人間の心に“見がたき一本の矢”が刺さり、その矢によって人間はつき動かされ、苦しんでいると喝破したのです。この「矢」とは、「我執」であり、「自我」（エゴ）への執着、こだわり、いわゆるエゴイズムであると創立者は述べられています。そして、「我癡」「我見」「我慢」「我愛」の「四煩惱」が人種や民族、文化、宗教への「差別意識」を生むのであり、それを打ち破る戦いに人権闘争への光源があると述べられています⁹⁹。したがって、エゴにとらわれた「小我」から「大我」への人間自身の変革が重要となります。このことについて、創立者はアタイデ対談で、「仏法では小我への執着を打ち破り、かのガンジーもめざした、宇宙究極の『真理』の体得—仏性の覚知によって発動する『大我』に生きる非暴力・慈悲の人間道を教えています」¹⁰⁰と述べられています。つまり、一切の差異を超えて、自分と異なる者に対しても同苦と献身を惜しまない生命の変革が不可欠となります。

そして、仏法思想は理論として人間の尊厳を説くだけでなく、思想の主体者として実践の重要性を示しています。それは、他者への生命への『尊敬』を通じて人権の実現を目指すものです。このことについて創立者は、「仏法は、すべての人の尊厳なる生命を基盤として、『人権』を現実社会で確立しゆくことをめざしています。ゆえに、自身の権利の主張にとどまらず、他者の人権のために行動することを促すのです。それは、義務ではありません。『菩薩』が自らの使命に生きようとする『誓願』なのです」¹⁰¹と述べられています。その意味で、仏法の人権論は、他者の

⁹⁷ サイモン・ウィーゼンタール・センターでの記念講演『牧口常三郎——人道と正義の生涯』（注62）。

⁹⁸ ハーバード大学講演「21世紀文明と大乘仏教」池田大作『二十一世紀文明と大乘仏教—海外諸大学講演集—』（聖教新聞社、1996年）22頁。

⁹⁹ 池田大作／A・アタイデ『前掲書』（注1）73-75頁。

¹⁰⁰ 池田大作／A・アタイデ『同書』75頁。

¹⁰¹ 池田大作／A・アタイデ『同書』172-173頁。

人権のために行動せんとする菩薩行の実践であり、「誓願」であるといえます。ここで「菩薩」という言葉が出てきましたが、アタイデ対談では、人権闘争のモデルとしての不軽菩薩の実践について述べられています。創立者は、「仏法では、利他の精神から行動していく人を「菩薩」と呼びます」と述べられた後で、日蓮大聖人が多くの菩薩のなかでも、実践の模範として、『法華経』に登場する不軽菩薩に注目されたことに触れられます。そして、「不軽菩薩の振る舞いは、“一切衆生に仏性があるゆえに尊厳である”という信念にもとづいています」と述べられ、「不軽菩薩の行動は、まさに二十一世紀の『人権闘争のモデル』といえましょう」と結論づけられています¹⁰²。

ところで、創立者はコロンビア大学での講演において、「地球市民」の要件として、

- 一. 生命の相関性を深く認識しゆく「智慧の人」
- 二. 人種や民族や文化の“差異”を恐れたり、拒否するのではなく、尊重し、理解し、成長の糧としゆく「勇気の人」

三. 身近に限らず、遠いところで苦しんでいる人々にも同苦し、連帯しゆく「慈悲の人」

の3つを示されています。そして、「仏法においては、“智慧”と“勇気”と“慈悲”を備え、たゆみなく他者のために行動しゆく人格を『菩薩』と呼んでおります。その意味において、『菩薩』とは、時代を超えて、“地球市民”のモデルを提示しているといえるかもしれません」と述べられています¹⁰³。すなわち、人権闘争のモデルとしての菩薩とは地球市民のことであり、私たちが目指そうとしている地球市民とは“誓願”に生きようとする菩薩のことであると知ったとき、私は目が覚める思いでした。近代以降、人権は「権利」と「義務」によって体系づけられ発展してきました。ゆえに、ときに権利と権利が衝突したり、「義務を果たさぬ権利はない」といった主張によって社会を分断する遠因にもなりかねません。しかし、これに「誓願の体系」を導入することで真の「人権文化」「平和の文化」が開花すると思います。そして、義務ではなく、自らの意思で主体的に他者や社会のために行動する「誓願」の姿勢こそ、現代社会に最も求められる生き方—すなわち、エゴという「小我」を乗り越え、自他共の幸福を目指す仏教本来の「大我」の生き方であると思うのです。このような生き方を貫く地球市民を輩出することにこそ、創価大学の存在意義があり、創価教育の目的があるのではないのでしょうか。もちろん、このような生き方、行動は決してたやすいことではありません。しかし、少しでも近づきたいと願いながら奮闘する毎日です。

最後に、私の心に残る創立者の一文を紹介させていただきます。それは、静岡新聞に掲載された「人間教育を考える」と題するエッセイです¹⁰⁴。『『こどもにどんな人間になってもらいたいのか』こう質問されたら、どう答えるか。『もし息子たちが不幸な人たちの力になっていなければ、彼らがどんな立派な社会的立場にあろうとも、父である私にとっては悲しむべきことです』こう語

¹⁰² 池田大作／A・アタイデ『同書』257-259頁。

¹⁰³ コロンビア大学講演「地球市民教育への一考察」（1996年6月13日）。

¹⁰⁴ 池田大作「人間教育を考える」『静岡新聞』2006年4月7日。

っていたのは、ハーバード大学名誉教授のガルブレイス博士である。」(中略)「三人のご子息は、弁護士、大学教授、経済学者と、いずれも立派に活躍されている。だが、博士は、『社会的に成功しているかどうか』より、『不幸な人たちの力になっているかどうか』のほうが大事だということである。人間教育を考える上で、重要な信条だと思う」(中略)「いくら財産を手に入れ、高い地位についても『人のために役立つ』という心の光がなければ、人間としての真の輝きはない」(中略)「博士は、こうも語っておられた。『文明社会にとって、最も大切なものは何か。それは、他の人々、そして人類全体に対して“深い思いやり”を持つ人間の存在です』」。そして、創立者は次のような言葉で締めくくられています。「何のために学ぶのか？その大きな目的の一つは、勉強したくてもできないような過酷な環境で生きる人々のために、奉仕しゆく力をつけるためだ。大学は、大学に行けなかった人々に尽くすためにこそある」と。

私はこれを読んで胸が熱くなりました。そして、創価大学で学べること、そして教えられることはどれほど幸せで素晴らしいことかと思いました。世界を見渡すとき、平和への道は険しいかもしれせん。しかし、創立者の平和思想を受け継ぐ地球市民を目指して、ともに「平和と人権」の21世紀を築いてまいろうではありませんか。本日は、ご清聴ありがとうございました¹⁰⁵。

¹⁰⁵ 本稿は、2018年9月1日、創価大学で行った夏季大学講座「『世界人権宣言』70年—池田・アタイデア対談を読む—」の内容をもとに再構成したものである。